

昭和二十四年政令第二百九十五号

土地改良法施行令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）を実施するため、同法その他関係法律に基き、この政令を制定する。

（土地改良法の施行期日）

第一条 土地改良法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十四年八月四日とする。

（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とする要件）

第一条の二 法第二条第二項第一号の二以上の土地改良施設の新設又は変更をあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とする要件は、次に掲げるものとする。

一 当該二以上の土地改良施設の新設又は変更をあわせて一の土地改良事業として施行することにより、当該一の土地改良事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであること。

二 当該二以上の土地改良施設の新設又は変更のそれぞれの施行に係る地域がすべて重複する区域の面積が、当該一の土地改良事業の施行に係る地域の面積の三分の二以上であること。

2 法第二条第二項第一号の区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業を土地改良施設の新設又は変更（二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業で前項各号に掲げる要件に適合するものを含む。以下この項において同じ。）とあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とする要件は、次に掲げるものとする。

一 当該区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業と当該土地改良施設の新設又は変更とをあわせて一の土地改良事業として施行することにより、当該一の土地改良事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであること。

二 当該区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業の施行に係る地域と当該土地改良施設の新設又は変更の施行に係る地域とが重複する区域の面積が、当該一の土地改良事業の施行に係る地域の面積の三分の二以上であること。

三 当該区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業のそれぞれの施行に係る地域と当該土地改良施設の新設又は変更の施行に係る地域とが重複する区域の面積が、それぞれ当該区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業のそれぞれの施行に係る地域の面積の二分の一以上であること。

（土地改良事業に参加する資格の申出等）

第一条の三 法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の申出書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、その申出を承認するか否かを決定しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により当該申出を承認したときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該申出をした者及び当該申出に係る農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者に通知しなければならない。

4 農業委員会は、第二項の規定により当該申出を承認しないことを決定したときは、遅滞なく、その旨を当該申出をした者及び当該申出に係る農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者に通知しなければならない。

5 法第三条第一項第二号の規定による承認は、第三項の規定による公告があつたときにその効力を生ずる。

第一条の四 法第三条第一項第四号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 農業委員会は、前項の申出書を受理したときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。

第一条の五 法第三条第二項の規定による申出には、前条の規定を準用する。

（一時耕作の場合の認定）

第一条の六 農業委員会は、法第三条第三項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。

（農地中間管理機構の認定）

第一条の七 農業委員会は、法第三条第四項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

（土地改良長期計画）

第一条の八 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

（関係権利者全員の同意を要する土地）

第一条の九 法第五条第七項（法第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める土地は、建築物の敷地、墓地、境内地その他の土地（土地改良施設の用に供されている土地その他これに準ずる土地で通常土地改良事業の施行に係る地域に含めることが相当と認められるものを除く。）とする。

（土地改良事業の施行に関する基本的な要件）

第二条 法第八条第四項第一号（法第三十条第五項、第四十八条第九項、第七十二条第五項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該土地改良事業の施行に係る地域の土壌、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するためその事業を必要とすること。
 - 二 当該土地改良事業の施行が技術的に可能であること。
 - 三 当該土地改良事業の全ての効用がその全ての費用を償うこと。
 - 四 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者又は当該土地改良事業の施行により造成される埋立地若しくは干拓地につき農業を営むこととなる者が当該土地改良事業に要する費用について負担することとなる金額が、これらの者の農業経営の状況からみて相当と認められる負担能力の限度を超えることとならないこと。
 - 五 当該土地改良事業が法第七条第四項に規定する土地改良事業である場合において、次に掲げる要件に該当すること。
 - イ 当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部が、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）に含まれていないこと。ただし、当該土地改良事業が農用地又は土地改良施設の災害復旧であるときその他当該土地改良事業を施行することがその施行に係る地域内における農業経営の状況、農用地の状況等からみて特に必要である場合として農林水産大臣が国土交通大臣と協議して定める場合に該当するものときは、この限りでない。
 - ロ 当該土地改良事業の計画のうち法第七条第四項の非農用地区域（その面積が農林水産大臣が定める面積に満たないものを除く。）における工事に関する事項に係る部分が、農林水産大臣が定める技術的基準に適合していること。
 - ハ 当該土地改良事業の計画が、議会の議決を経て定められた関係市町村の建設に関する基本構想に即するものであること。
 - 六 当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであること。
 - 七 当該土地改良事業が森林、運輸、発電その他に関する事業と競合する場合において、国民経済の発展の見地からその土地改良事業の施行を相当とすること。
- （土地改良事業の遂行のための基礎的な要件）
- 第三条** 法第八条第四項第三号（法第三十条第五項、第四十八条第九項、第七十二条第五項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 当該土地改良区において当該土地改良事業を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。
 - 二 当該土地改良区において当該土地改良事業の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。
 - 三 当該土地改良区の業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。
- （行政不服審査法施行令の準用）
- 第四条** 法第九条第一項（法第四十八条第九項、第九十五条第三項及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。以下同じ。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。
- 第五条** 削除
- 第六条** 削除
- 第七条** 削除
- 第八条** 削除
- 第九条** 削除
- 第十条** 削除
- 第十一条** 削除
- 第十二条** 削除
- 第十三条** 削除
- 第十四条** 削除
- 第十五条** 削除
- 第十六条** 削除
- 第十七条** 削除
- 第十八条** 削除
- 第十九条** 削除
- 第二十条** 削除
- 第二十一条** 削除
- 第二十二条** 削除
- 第二十三条** 削除
- 第二十四条** 削除
- 第二十五条** 削除
- 第二十六条** 削除

第二十七条 削除

第二十八条 削除

第二十九条 削除

第三十条 削除

第三十一条 削除

第三十二条 削除

第三十三条 削除

第三十四条 削除

第三十五条 削除

第三十六条 削除

第三十七条 削除

第三十八条 削除

第三十九条 削除

第四十条 削除

第四十一条 削除

第四十二条 削除

第四十三条 削除

第四十四条 削除

第四十五条 削除

第四十六条 削除

(特別徴収金)

第四十七条 土地改良区は、その組合員が法第三十六条の三第一項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなつた場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。

(賦課金等の徴収の委任)

第四十八条 土地改良区は、法第三十八条の規定により、同条に規定する賦課金等、延滞金又は過怠金の徴収を市町村に委任する場合には、その徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

(同意徴集手続を要しない土地改良事業の要件)

第四十八条の二 法第四十八条第三項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該土地改良事業の施行により、土地改良施設の管理を内容とする法第二条第二項第一号の事業(以下この条及び次条において「管理事業」という。)に係る土地改良事業計画について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

イ その施行に係る地域の変更(法第六十六条の規定による地区からの除外に係るものを除く。)

ロ 土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に係る組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとするば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ 当該土地改良事業に要する費用

ロ 当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用

(同意徴集手続を簡素化することのできる土地改良事業の要件)

第四十八条の三 法第四十八条第五項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域のうち法第四十八条第三項の現行管理区域(以下この条において「現行管理区域」という。)以外の地域内にある土地の地積が、農林水産省令で定める地積を超えないこと。

二 当該土地改良事業の施行により、管理事業に係る土地改良事業計画について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

イ その施行に係る地域の変更(現行管理区域以外の地域に係るもの及び法第六十六条の規定による地区からの除外に係るものを除く。)

ロ 土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

三 当該土地改良事業の施行に係る地域のうち現行管理区域内の土地に係る組合員が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該組合員が管理事業に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとするば管理事業に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ 当該土地改良事業に要する費用

ロ 当該土地改良事業の施行後の管理事業に要する費用
 (換地計画を定めるに当たり意見を聴かなければならない者等の資格)

第四十八条の四 法第五十二条第四項(法第五十三条の四第二項(法第九十六条において準用する場合を含む。))及び第九十六条において準用する場合を含む。の政令で定める資格を有する者は、農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う試験に合格した者とする。

(異議の申出に関する規定の準用)

第四十八条の四の二 法第五十二条の第三項(法第五十三条の四第二項(法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。))の異議の申出には、第四条の規定を準用する。

(農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設の要件)

第四十八条の五 法第五十三条の第三項第二号ロ(法第八十九条の第二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。))の政令で定める要件は、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。))その他の地域の振興に関する地方公共団体の計画において種類、位置及び規模が定められている施設であることとする。

(土地改良施設等の用に供する土地の取得者)

第四十八条の六 法第五十三条の第三項第二号(法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。))、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。の政令で定める者は、国、市町村以外の地方公共団体、農事組合法人及び農業協同組合連合会その他の営利を目的としない法人とする。

(仮清算金の徴収又は支払)

第四十八条の七 土地改良区は、換地計画が定められており、かつ、当該換地計画に係る従前の土地のすべてについて先取特権、質権又は抵当権がない場合に限り、法第五十三条の八第三項の規定により仮清算金を徴収し又は支払うことができる。

(裁定の対象とされない他用途施設)

第四十八条の八 法第五十六条第三項の政令で定める他用途施設は、次に掲げる施設とする。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水道

二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川

三 前号に掲げる河川以外の河川で都道府県が条例の規定により管理するもの

(農業集落排水施設整備事業の施行に関する基本的な要件)

第四十八条の九 法第五十七条の五第一号(法第五十七条の八において準用する場合を含む。))の政令で定める基本的な要件は、次に掲げるものとする。

一 当該農業集落排水施設整備事業を行う区域が、当該土地改良区の地区内にある土地及びこれに隣接し、又は近接する第一条の九に規定する土地(当該土地改良区の管理する農業用排水施設へその汚水が排出される集落に係るものに限る。))の区域であつて、農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。))内にあること。

二 当該農業集落排水施設整備事業が、集落から排出される汚水による当該土地改良区の管理する農業用排水施設の汚濁を防止し、当該農業用排水施設の適正な管理を確保するため、必要かつ効果的であると認められること。

三 当該農業集落排水施設整備事業に係る施設による汚水の処理対象人員が、農林水産大臣が定める場合を除き、おおむね千人以下であること。

四 当該農業集落排水施設整備事業に係る施設の構造及び設備が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、農林水産省令で定める技術的基準に適合するものであること。

(農業集落排水施設整備事業の遂行のための基礎的な要件)

第四十八条の十 法第五十七条の五第三号(法第五十七条の八において準用する場合を含む。))の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該土地改良区において当該農業集落排水施設整備事業を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。

二 当該土地改良区において当該農業集落排水施設整備事業の規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。

三 当該土地改良区の当該農業集落排水施設整備事業に係る業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。

(国営土地改良事業として申請すべき事業の要件)

第四十九条 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により国が土地改良事業(法第二条第二項第一号において土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に含まれるもの)とされた事業(以下「**一**体事業」という。))を除く。を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設の新設、管理、廃止、変更又は災害復旧であつて、おおむね三千ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更(当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。))を目的とするもの又は開田を目的とするものにあつては、おおむね一千ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 農用地の災害を防止するため必要な排水施設の新設若しくは変更又はため池の変更であつて、前号に掲げる事業(農業用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね三千ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものに限る。))と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と国土資源の保全に相当の寄与をすることが明らかなものうち、おおむね三百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

三 北海道の区域内において地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するために必要な農業用道路の変更、暗渠排水又は整地であつて、第一号に掲げる事業（農業用排水施設の新設又は変更に限る。）と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなるものうち、おおむね五百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四 国営土地改良事業によつて生じた農業用排水施設（農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的なものに限る。）の更新のために行う当該農業用排水施設の変更であつて、おおむね五百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とする事業で、農林水産大臣が当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね百ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の二 農用地の災害を防止するため必要なため池の変更であつて、前号に掲げる事業（おおむね五百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものに限る。）と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と国土資源の保全に相当の寄与をすることが明らかなるものうち、おおむね三百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の三 区画整理の事業（農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水の事業を当該区画整理と併せて行う場合にあつては、これらの事業を含む。）であつて、農地の収益性の向上及び効率性の確保を目的とする農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農地の利用の集積に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものうち、おおむね四百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、区画整理及び開畑並びに次に掲げる事業のいずれかを併せ行う事業であつて、おおむね四百ヘクタール（区画整理又は開畑の施行に係る地域のうちに農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であつて、当該施行に係る地域における農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものを含むものにあつては、当該施行に係る地域がおおむね二百ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

イ 農業用排水施設で老朽化したため若しくは周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更又は当該農業用排水施設に代わる農業用排水施設の新設であつて、おおむね二十ヘクタール（ため池で決壊するおそれがあるものの補強にあつては、おおむね二ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ハ 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設又は変更であつて、おおむね五ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ニ 農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

六 農業用排水施設の新設又は変更であつて、前号に掲げる事業と併せてその事業を行うことにより、これらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなるものうち、おおむね二百ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものにあつては、おおむね百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつては、おおむね五十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七 国が管理する農用地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

八 前各号に掲げる事業に附帯する土地改良事業

2 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により国が一体事業を行うべきことを申請する場合には、その一体事業を構成する土地改良施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のために必要な事業は、それぞれ前項各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

3 北海道、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）又は離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。以下単に「離島」という。）については、農林水産大臣は、第一項の規定にかかわらず、当分の間、同項第一号及び第四号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。

（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件）

第五十条 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が土地改良事業（次項から第十項までに規定する計画に従つて行うもの及び一体事業を除く。）を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

一 農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更であつて、おおむね二百ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更（当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。）を目的とするもの、開田を目的とするもの又は北海道の区域内における排水施設の新設若しくは変更を目的とするものにあつては、おおむね百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつては、おおむね五十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

一の二 国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業によつて生じた農業用排水施設（農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）の更新のために行う当該農業用排水施設の変更であつて、おおむね百ヘクタール（田以外の農用地を受益地とする事業で、農林水産大臣が当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

一の三 ダム（余水吐け、通水装置その他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物を含む。以下同じ。）で農用地の災害を防止するため必要なもの（以下この号、次号及び第七号の六イ並びに第十二項において「防災ダム」という。）若しくは農業用排水施設で老朽化したため若しくは周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるもの廃止若しくは変更又は当該農業用排水施設に代わる農業用排水施設の新設（以下「老朽用排水施設等整備事業」と総称する。）であつて、おおむね二十ヘクタール（防災ダムで決壊するおそれがあるものの補強にあつては、おおむね五ヘクタール、ため池で決壊するおそれがあるものの補強にあつては、おおむね二ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

地を受益地とするもの

- 一の四 農業用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業（防災ダムの廃止及び変更を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの
- 一の五 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの（次に掲げるものうち二以上に該当するものに限る。）
 - イ 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの
 - ロ 農用地の湛水を排除するため必要があるもの
 - ハ 生活排水による農業用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの
 - ニ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの
- 一の六 米穀の生産の転換を図るために必要な農業用の排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする農業用の排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土若しくは暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール（離島の地域内において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 二 農業用道路の新設又は変更であつて、おおむね五十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 二の二 農用地の造成であつて、開発して農用地とすることが適当な土地（その土地の開発と併せ行う農用地間の地目変換により田以外の農用地とすることが適当な土地を含む。第五十条の二の六において同じ。）で、おおむね四十ヘクタール以上の地積にわたるものを受益地とするもの
- 二の三 農業用排水施設の新設又は変更であつて、前号に掲げる事業（開田及び開畑に限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね二百ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするもの又は開田を目的とするものにあつては、おおむね七十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 二の四 開田又は開畑であつて、第一号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、開発して農地とすることが適当な土地（その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を含む。）で、おおむね三十ヘクタール以上の地積にわたるものを受益地とするもの
- 三 農用地の災害を防止するため必要なダムの新設、廃止又は変更であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 三の二 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 三の三 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね五十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 四 農地の保全上必要な排水施設、階段工その他これに準ずる施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 四の二 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（シラス、ボラ、コラ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壌で覆われている地域において行うものに限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、農業用排水施設の新設又は変更にあつては、おおむね五十ヘクタール以上、区画整理又は農用地の造成にあつては、おおむね三十ヘクタール以上の地積（農林水産大臣がその施行後に導入される作物等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール以上の地積）にわたる土地を受益地とするもの
- 四の三 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、第四号に掲げる事業（農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね五十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 四の四 農業用道路の変更、暗渠排水又は整地であつて、第四号に掲げる事業（農用地の湛水を排除するため必要な排水施設の変更であつて、農林水産大臣が水路網の分布状況等を勘案して定める基準に該当する地域において行うものに限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの
- 五 農作物の冷害を防止するため必要なため池その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 五の二 区画整理であつて、おおむね六十ヘクタール（その施行後における農用地の区画の地積等を勘案して農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの又は法第七条第四項に規定する土地改良事業であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 五の三 区画整理であつて、第二号の二に掲げる事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 五の四 主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の改良若しくは集団化を目的として行う区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらを併せ行う事業であつて、効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものうち、おおむね三十ヘクタール（北海道の区域内において行うものにあつては、おおむね二百ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 六 農用地の災害復旧であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 七 農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

- 七の二 カドミウム、硫黄、銅、浮遊物質等による農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用排水施設その他の施設の施設の新設、管理、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は排土（以下「公害等防除事業」という。）であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 七の三 農業用排水施設その他の施設の施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業（農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 七の四 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用排水施設、農業用道路その他の施設の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路にあつては、変更に限る。）、客土、暗渠排水若しくは整地若しくはこれらうち二以上を併せ行う事業又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされる農業用排水施設の施設の新設、廃止若しくは変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 七の五 農用地の土壤の侵食又は崩壊に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用排水施設、農業用道路若しくは土留工その他の施設の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路にあつては、変更に限る。）、暗渠排水若しくは整地又はこれらうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 七の六 農業用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、客土又は暗渠排水であつて、次に掲げる事業のうち二以上を併せ行う事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの
- イ 第一号の三に掲げる事業（防災ダムの廃止又は変更に限る。）又は第三号に掲げる事業
- ロ 第三号の二に掲げる事業
- ハ 第三号の三に掲げる事業
- ニ 第四号に掲げる事業のうち農用地の湛水を排除するため必要があるもの
- ホ 第四号に掲げる事業のうち農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要があるもの
- ヘ 第七号の二に掲げる事業のうち生活排水による農業用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの
- 七の七 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う農業用排水施設、農業用道路その他の施設の施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらうち二以上を併せ行う事業（次のいずれかに該当するものに限る。以下「特定地域基盤整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- イ 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が介在すること又は当該地域における農地の地下水位の状況に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要なもの
- ロ 農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するもの
- 七の八 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な農業用排水施設、土留工その他の施設の施設の新設、廃止若しくは変更、暗渠排水若しくは整地又はこれらうち二以上を併せ行う事業（以下「特定地域農用地防災土地改良施設整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 七の九 畑作物の生産の振興を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当する区域内において行う農業用の用水施設の変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 八 北海道の区域内にある農地につき行う客土であつて、おおむね二百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 九 北海道の区域内にある耕作に特に障害となる石れきの混入している農用地（農林水産大臣が石れきの混入の程度等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）につき行う当該石れきの排除であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 十 客土であつて、第一号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 十一 畑の改良又は集団化を目的として行う次に掲げる事業であつて、効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの
- イ 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね三十ヘクタール（樹園地を受益地とするものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- ロ 農用地の造成であつて、イに掲げる事業（客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業を除く。）と併せて行われるもの
- 十二 能率的な農業の技術の導入その他合理的な農業の生産方式の導入を行うため必要な次に掲げる事業を併せ行うもの
- イ 区画整理であつて、おおむね二十ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- ロ 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業
- 十三 前各号に掲げる事業に附帯する土地改良事業

- 2 法第八十五条第一項又は第八十五条の第二項の規定により都道府県が総合土地改良計画（二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業生産の選択的拡大及び農用地の利用の高度化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、これらの土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。
 - 一 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、客土若しくは暗渠排水又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
 - 二 区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの
- 3 法第八十五条第一項又は第八十五条の第二項の規定により都道府県が農用地利用集積促進土地改良整備計画（区画整理若しくは暗渠排水を施行すること又は二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理若しくは暗渠排水若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業又は当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものでなければならない。
 - 一 区画整理又は暗渠排水
 - 二 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの
 - 三 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土のうち二以上を併せ行うもの
- 4 法第八十五条第一項又は第八十五条の第二項の規定により都道府県が畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（畑の改良を目的とする農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理を施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更若しくは区画整理又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（北海道の区域内において行うもの（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの又は樹園地を受益地とするものを除く。）にあつては、おおむね百ヘクタール、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの（樹園地を受益地とするものを除く。）にあつては、おおむね十ヘクタール、樹園地を受益地とするものにあつては、おおむね五ヘクタール）以上となるものでなければならない。
 - 一 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理
 - 二 農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの
- 5 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項の規定により都道府県が農用地利用集積促進土地改良整備計画（効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積が相当程度図られている地域におけるこれらの者の行う農作業の能率の向上に寄与することが明らかである農業用排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。
 - 一 農業用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
 - 二 区画整理、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの
- 6 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項の規定により都道府県が高収益作物導入促進土地改良整備計画（農業用排水施設の新設若しくは変更又は暗渠排水を施行することによりその区域内における収益性の高い作物の導入の促進に寄与することが明らかである地域についての当該農業用排水施設の新設若しくは変更若しくは暗渠排水又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね五ヘクタール以上となるものでなければならない。
 - 一 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水
 - 二 農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（客土及び暗渠排水を除く。）であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの
- 7 法第八十五条第一項又は第八十五条の第二項の規定により都道府県が特定地域土地改良整備計画（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行すること又は区画整理を施行することによりその区域内における農業経営の合理化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業又は当該区画整理若しくはこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。
 - 一 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業のうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール（農林水産大臣が地勢等の地理的条件を勘案して定める基準に該当する地域において行うものにあつては、おおむね二十ヘクタール、災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用するものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
 - 二 区画整理であつて、おおむね二十ヘクタール（災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用するものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
 - 三 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

8 法第八十五条第一項又は第八十五条の第二第一項の規定により都道府県が遊休農地利用増進土地改良整備計画（現に耕作の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれらの農地の農業上の利用の増進に寄与することを明らかに農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

9 法第八十五条第一項、第八十五条の第二第一項又は第八十五条の第三第六項の規定により都道府県が農用地災害防止ため池整備計画（ため池が農用地の災害を防止するため必要な地域又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してため池が脆弱化したため決壊その他の事故により災害が生ずるおそれがある地域におけるため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、農業用排水施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の農用地の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね十ヘクタール以上となるものでなければならない。

- 一 ため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設
- 二 農業用排水施設の新設、廃止又は変更

10 法第八十五条第一項又は第八十五条の第二第一項の規定により都道府県が農林地一体開発整備計画（土地改良事業及び造林又は林道の開設の事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業及び林業の一体的な振興に寄与することが明らかである地域についてのこれらの事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

- 一 第一項第二号の二に掲げる事業
- 二 農業用排水施設、農業用道路若しくは農用地の保全上必要な施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

11 法第八十五条第一項、第八十五条の第二第一項又は第八十五条の第三第六項の規定により都道府県が一体事業を行うべきことを申請する場合には、その一体事業を構成する土地改良施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業は、それぞれ第一項各号のいずれかに該当するものでなければならない。

12 農林水産大臣は、第一項又は第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる地域については、同表の下欄に掲げる地積に代えて、それぞれより小さい地積を指定することができる。

奄美群島又は離島

農林水産大臣が地震により防災ダム又はため池が決壊することによる災害の防止を図る必要がある地域として定める地域	第一項第一号に規定する地積（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とする場合におけるその地積に限る。）及び同項第十一号に規定する地積並びに第四項に規定する地積
半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山第一項第二号に規定する地積	第一項第一号の三に規定する地積（防災ダム又はため池の補強に係る受益地の地積に限る。）

半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山第一項第二号に規定する地積村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、又は過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）、

台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防止に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき指定された地第一項第三号に規定する地積域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。）、又は振興山村であつて、農林水産大臣が過去一定年間に於ける災害の発生状況を勘案して定める基準に該当する地域

特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。）、第一項第十一号に規定する地積又は急傾斜地帯（農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。以下同じ。）、

13 農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行う土地改良事業については、農林水産大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。

（市町村特別申請事業に係る基幹的な土地改良施設）

第五十条の二 法第八十五条の二第六項の政令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。

- 一 農業用排水施設であつて、その新設又は変更の施行に係る土地の地積がおおむね六千ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地をその施行に係る土地とするものにあつては、おおむね一千ヘクタール）以上であるもの
 - 二 農業用道路であつて、その新設又は変更の施行に係る土地の地積がおおむね一千五百ヘクタール以上であるもの
- （土地改良区が申請すべき施設更新事業の要件）

第五十条の二の二 法第八十五条の三第一項の規定により国が施設更新事業を行うべきことを申請する場合には、その施設更新事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 当該施設更新事業の施行に係る地域の大部分が当該申請に係る土地改良区が現にその地区としてしている地域に該当すること。
 - 二 法第四十九条第一項第一号から第四号の二までの規定に該当するものであること。
- 2 法第八十五条の三第一項の規定により都道府県が施設更新事業を行うべきことを申請する場合には、その施設更新事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 前項第一号に掲げる要件

二 当該施設更新事業が総合土地改良計画、農用地利用集積地域土地改良整備計画及び高収益作物導入促進土地改良整備計画に従って行うものでない場合にあつては、第五十条第一号から第二号まで、第三号から第五号まで、第七号の二から第七号の九まで又は第十一号に該当するものであること。

三 当該施設更新事業が総合土地改良計画に従って行うものである場合にあつては、第五十条第二号第一号に掲げる事業に該当するものであること。

四 当該施設更新事業が農用地利用集積地域土地改良整備計画に従って行うものである場合にあつては、第五十条第五号第一号に掲げる事業に該当するものであること。

五 当該施設更新事業が高収益作物導入促進土地改良整備計画に従って行うものである場合にあつては、第五十条第六号第一号に掲げる事業に該当し、かつ、当該施設更新事業に係る受益地の地積の合計がおおむね五ヘクタール以上となるものであること。

六 当該施設更新事業が農用地災害防止ため池整備計画に従って行うものである場合にあつては、第五十条第九号各号に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、当該施設更新事業に係る受益地の地積の合計がおおむね十ヘクタール以上となるものであること。

3 第四十九条第三項の規定は前項第二号に掲げる要件について、準用する。

(同意徴集手続を要しない施設更新事業の要件)

第五十条の二の三 法第八十五条の三第二項の政令で定める要件は、第四十八条の二各号に掲げる要件とする。

第五十条の二の四 法第八十五条の三第三項の政令で定める要件は、第四十八条の三各号に掲げる要件とする。この場合において、同条第一号中「第四十八条第三項」とあるのは「第八十五条の三第二項」と、「現行管理区域」とあるのは「現行受益地」と、同条第一号及び第三号中「現行管理区域」とあるのは「現行受益地」とする。

第五十条の二の五 法第八十五条の三第六項の規定により都道府県が関連施行事業を行うべきことを申請する場合であつて、当該関連施行事業が第五十条の二の二第二号第三号に該当する施設更新事業と併せて総合土地改良計画に従って行うものであるときは、当該関連施行事業は、農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗きよ排水のいずれかに該当するものでなければならない。

(地方公共団体等が申請すべき農用地造成事業の要件)

第五十条の二の六 法第八十五条の四第一項の規定により国又は都道府県が農用地造成事業を行うべきことを申請する場合には、その農用地造成事業は、国が行うべきものにあつてはおおむね一ヘクタール(主として家畜の放牧の目的又は養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の造成を目的とするものにあつては、おおむね四百ヘクタール)以上、都道府県が行うべきものにあつてはおおむね二百ヘクタール(主として家畜の放牧の目的又は養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の造成を目的とするものにあつては、おおむね百ヘクタール)以上の地積にわたる開発して農用地とすることが適当な土地を受益地とするものでなければならない。

(同意徴集手続を簡素化することができる申請によらない施設更新事業の要件)

第五十条の二の七 法第八十七条の二第四項の政令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に定める要件とする。

一 法第八十七条の二第四項第一号に掲げる場合第四十八条の二各号に掲げる要件	
二 法第八十七条の二第四項第二号に掲げる場合第四十八条の三各号に掲げる要件。この場合において、同条第一号中「第四十八条第三項」とあるのは「第八十七条の二第四項」と、「現行管理区域」とあるのは「土地改良区管理区域」と、同条第二号イ及び第三号中「現行管理区域」とあるのは「土地改良区管理区域」とする。	

(農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の要件)

第五十条の二の八 法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める面積は、おおむね十ヘクタール(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね五ヘクタール)とする。

第五十条の二の九 法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める要件は、集团的に存在する土地であることとする。

第五十条の二の十 法第八十七条の三第一項第三号の政令で定める期間は、十五年とする。

(農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の変更の要件)

第五十条の二の十一 法第八十八条第十五項第二号の政令で定める期間は、十五年とする。

(土地改良施設等の用に供する土地の取得者)

第五十条の三 法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の三第二項及び法第八十九条の二第三項において準用する法第五十三条の三の二第二項において準用する法第五十三条の三第二項の政令で定める者は、都道府県及び市町村以外の地方公共団体、農事組合法人及び農業協同組合連合会その他の営利を目的としない法人とする。

(仮清算金の徴収又は支払に関する規定の準用)

第五十一条 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の八第三項の規定による仮清算金の徴収又は支払には、第四十八条の七の規定を準用する。

(都道府県知事が行う換地処分等)

第五十一条の二 法第八十九条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業(東日本大震災に対処するため土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号)第二条第三項に規定する復旧関連事業及び福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八条第一項若しくは第三項又は第十七条の七第一項若しくは第三項の規定により国が行うものを除く。)に係るものは、当該都道府県知事が行うこととする。

(国営土地改良事業の負担金)

第五十二条 国営土地改良事業(法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業を除く。)につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、次に掲げる額(当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該国営土地改

良事業につき同条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を加える。）とする。

一 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う国営土地改良事業、法第八十七条の第二項の規定により国が行う同項第二号の事業及び法第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により国が行う事業にあつては、次号から第四号までに掲げる事業を除き、当該事業に要する費用の額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき法第九十条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を除く。以下この項において同じ。）の百分の四十に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

一の二 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項の申請によつて行う第四十九條第一項第四号の三に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の百分の五十に相当する額を超えず、かつ、その三分の一に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

一の三 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項の申請によつて行う第四十九條第一項第五号に掲げる事業（区画整理及び開畑に限る。）にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

一の四 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項の申請によつて行う第四十九條第一項第六号に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の百分の六十に相当する額を超えず、かつ、その百分の五十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

一の五 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項の申請によつて行う第四十九條第一項第五号に掲げる事業（区画整理及び開畑を除く。）にあつては、当該事業に要する費用の百分の五十五に相当する額を超えず、かつ、その百分の四十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

二 法第八十七条の第二項の規定により国が行う同項第二号イの事業にあつては、次号及び第三号に掲げる事業を除き、イに掲げる額を加えて得た額の三分の一に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

イ 当該事業に要する費用の額

ロ 当該事業を附帯事業とする法第八十七条の第二項第一号の国営土地改良事業に要する費用のうち当該附帯事業を併せ行うために必要となつた部分の額

二の二 国営土地改良事業により生じた農業用排水施設管理にあつては、当該事業に要する費用の百分の二十二・五に相当する額

二の三 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九條第一項第二号に掲げる事業

ロ 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九條第一項第一号に掲げる事業と併せて行われ

るもの

二の四 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の百分の二十五に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九條第一項第三号に掲げる事業

ロ 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九條第一項第四号の二に掲げる事業

二の五 次に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

イ 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九條第一項第四号の二に掲げる事業

ロ 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う第四十九條第一項第五号に掲げる事業と併せて行われ

るもの

三 農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で法第八十五条第一項、第八十五条の第二項若しくは第八十五条の第三項の申請により、又は法第八十七条の第二項若しくは第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の百分の三十五に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三十条の規定する資格を有する者の数（以下この号において「資格者数」という。）を八万円に乘じて得た額（以下この号において「基準額」という。）を超え、資格者数を十五万円に乘じて得た額を超えない場合においては、その基準額を超える部分の額の百分の十に相当する額を加えて得た額、資格者数を十五万円に乘じて得た額を超える場合においては、資格者数を七万円を乘じて得た額の百分の十に相当する額に基準額の百分の三十五に相当する額を加えて得た額）

三の二 津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のために必要な事業（以下「除塩事業」という。）で法第八十七条の五第一項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額

四 法第八十五条第一項、第八十五条の第二項又は第八十五条の第三項若しくは第六項の申請によつて行う一事業にあつては、当該事業に要する費用の百分の六十に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

五 法第八十五条の四第一項の申請によつて国が行う農用地造成事業にあつては、当該事業に要する費用の額の三分の一に相当する額

2 法第八十七条の第二項の規定により国が行う同項第一号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。）につき法第九十条第二項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、当該事業に要する費用（当該事業によつて造成される埋立地又は干拓地とその土地につき法第九十四条の八第三項又は第九十四条の八の二第三項の規定による配分通知書の交付があつたもの（以下「配分造成地」という。）の造成の事業に要する費用で農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。）の額の三分の一（当該埋立地又は干拓地の保全上必要な堤等の基幹的な土地改良施設の新設又は変更の工事で農林水産大臣の指定するものに係る費用に相当する部分に限り百分の三十）に相当する額とする。

3 前項に規定する事業が縮小された場合における当該事業につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、当該事業に要する費用の額と縮小後の当該事業が有する効用と同等の効用を有する法第八十七条の二第一項第一号の国営土地改良事業に要する推定の費用の額との差額のうち農林水産大臣が当該都道府県の知事と協議して定める額を加えて得た額とする。

4 北海道の区域内において行う国営土地改良事業についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	百分の四十	百分の三十
第一項第一号の二	百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額	百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額
第一項第一号の三	百分の一	百分の二十五
第一項第一号の四	百分の六十	百分の五十五
第一項第二号	加えて得た額の三分の一に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額	加えて得た額（以下「合計額」という。）の百分の二十五（当該附帯事業が田以外の農用地をその受益地の全部又は一部とするものであるときは、合計額のうち当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の二十（当該附帯事業が農業用排水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣が当該施設の規模を勘案して定める基準に該当するものを含むものであるときは、当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分のうち当該施設の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の十五）に相当する額。ただし、当該事業が田以外の農用地をその受益地の全部又は一部とする事業であつて、当該事業を附帯事業とする当該国営土地改良事業がため池の新設、廃止又は変更の工事に係るものであるときは、当該国営土地改良事業に要する費用の額のうち当該附帯事業を併せ行うために必要となつた部分で当該ため池の工事に係る部分の額（以下「ため池工事費分」という。）の百分の十五（当該附帯事業が田をその受益地の一部とするものであるときは、当該ため池工事費分のうち当該田の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の二十五）に相当する額に、合計額からため池工事費分を除いて得た額の百分の二十（当該附帯事業が田をその受益地の一部とするものであるときは、その除いて得た額のうち当該田の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の二十五）に相当する額を加えて得た額とする。
第一項第二号の二	百分の二十二・五	百分の一
第一項第二号の三	百分の一に相当する額	百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額
第一項第二号の五	百分の一に相当する額	百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額
第一項第三号	百分の三十五	百分の十五
第一項第四号	百分の六十	百分の五十五
第一項第五号	百分の三十	百分の三十
5 奄美群島の区域内において行う国営土地改良事業についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第一項第一号	百分の四十に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額	百分の十（小規模の農業用の用水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣の指定するものを含む事業にあつては、当該事業に要する費用の額のうち当該用水施設の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の三十五）に相当する額
第一項第一号の二	百分の一	百分の二十五
第一項第三号	百分の三十五	百分の十五
第一項第一号	百分の四十	百分の三十
第一項第二号の三	百分の三十	百分の十五
第一項第二号の五	百分の一に相当する額	百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額
第一項第三号	百分の三十五	百分の十五

6 離島の区域内において行う国営土地改良事業についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法)

第五十二条の二 前条第一項の負担金(次項及び第六項に規定するものを除く。)は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に必ず負担金の部分については、国が消費税及び地方消費税を納めるべき各年度に於いて農林水産大臣の定める支払の方法により支払われるものとする。

一 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該負担金の全部又は一部を徴収する場合(これらの者からの徴収金に代えて法第九十条第四項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。)におけるその徴収すべき金額に必ず負担金又はその部分、都道府県が法第九十条第五項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に必ず負担金の部分については、支払期間(据置期間を含む。)を十七年(前条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、十五年)、据置期間を二年(前条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、三年)、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

二 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該国営土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収すべき金額に必ず負担金の部分については、農林水産大臣の定める支払の方法

三 都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に必ず負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

2 前条第一項の負担金で同項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

3 前条第二項及び第三項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。

一 都道府県が法第九十条第二項の規定により当該国営土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収すべき金額に必ず負担金の部分については、農林水産大臣の定める支払の方法

二 都道府県が法第九十条第三項の規定により同項に規定する土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収する場合(その者からの徴収金に代えて同条第四項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。)におけるその徴収すべき金額に必ず負担金又はその部分、都道府県が同条第五項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に必ず負担金又はその部分及び都道府県が同条第九項の規定により当該国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に必ず負担金の部分については、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年、据置期間を三年、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

三 都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第九十条第二項、第三項、第四項、第五項又は第九項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に必ず負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

4 第一項第一号の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度(法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第八項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の四第一項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下この項及び次条第二項において「災害復旧等」という。)を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度の初日とする。

一 農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

二 農林水産大臣が、第四十九条第一項第一号に掲げる国営土地改良事業の完了する以前において、指定工事(農林水産省令で定めるところにより、当該国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定した工事をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定工事に係る事業の部分に要する費用の額(以下この項及び次条第二項において「指定事業費額」という。)に係る部分の額に該当する場合であつて、同号の第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額)を負担させることが適当であると認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

三 農林水産大臣が、農業用排水施設の施設又は変更に係る指定工事の完了する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程(土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の施設又は変更に係る工事による地盤又は地下水水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)を除く工事(以下この号及び同項第三号において「第一種指定工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額(当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額(同項第二号及び第三号において「第一種指定工事等事業費額」という。)に係る部分の額に

限る。)を負担させることが適当であると認める場合、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度(ロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程を除く)に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度)イ 第一種指定工事(当該指定工事のうちロに掲げる第二種指定工事以外の工事をいう。)

ロ 第二種指定工事(当該指定工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したものをいう。次条第二項第三号において同じ。)

四 農林水産大臣が、農業用排水施設の施設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む国営土地改良事業の完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事(以下この号及び次条第二項第四号において「第一種工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額(同号において「第一種工事等事業費額」という。)に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度(ロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度)

イ 第一種工事(当該国営土地改良事業の工事(指定工程を除く。ロにおいて同じ。))のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。)

ロ 第二種工事(当該国営土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したものをいう。次条第二項第四号において同じ。)

5 第三項第二号の支払期間の始期は、法第九十四条の八第五項(法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度の初日とする。

6 前条第一項の負担金で法第九十条第八項の国営市町村特別申請事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

(国営土地改良事業の負担金)についての都道府県の徴収方法等)

第五十三条 法第九十条第二項の規定により徴収する負担金(第三項に規定するものを除く。)は、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者につき一時支払の方法により支払わせるものとし、当該国営土地改良事業に係る法第九十条第二項の農林水産省令で定める者については、当該都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。ただし、当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に充てる負担金の部分については、前条第一項ただし書の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

2 前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間(据置期間を含む。以下この項において同じ。)は、当該国営土地改良事業が完了した年度(法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項若しくは第八十五条の四第一項の申請により、又は法第八十七条の二第一項若しくは第八十七条の五第一項の規定により行つた国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき)が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の完了した年度(当該国営土地改良事業の完了した年度)の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、第五十二条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては十五年を、その他の国営土地改良事業にあつては二年を、それぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

一 国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種指定工事等事業費額に充てる負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度

二 第四十九条第一項第一号に掲げる国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金(次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る前項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る前項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る前項の負担金を除いた負担金)を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度

三 農業用排水施設の施設又は変更に係る指定工事が完了する以前において、第一種指定工事等が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金(第一種指定工事等事業費額に係る前項の負担金に限る。)を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が指定する年度(当該第二種指定工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度)

四 農業用排水施設の施設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む国営土地改良事業が完了する以前において、第一種工事等が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から第一種工事等事業費額に係る前項の負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が指定する年度(当該第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度)

3 法第九十条第二項の規定により徴収する負担金で第五十二条第一項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、前条第二項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の二 法第九十条第三項の規定により徴収する負担金は、支払期間(据置期間を含む。)を二十五年以上、据置期間を三年以上、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率以内とする元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせるものとする。

第五十三条の十 法第九十条の二第一項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額（以下「特別徴収金徴収限度額」という。）とする。

第五十三条の十一 法第九十条の二第三項の国営土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額は、当該費用の額に、当該土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

2 法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定、法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により都道府県が徴収する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定及び法第九十条の二第三項の国営土地改良事業につき法第九十条第九項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額の算定については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該費用の額」とあるのは、「当該負担金の額」と読み替えるものとする。

第五十三条の十二 法第九十条の二第四項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金は、その徴収に係る土地の時価相当額（当該土地の適正な対価として農林水産大臣が近傍類地の取引価格等を考慮して相当と認める額をいう。以下この条において同じ。）が当該土地に係る取得者負担額（当該国営土地改良事業に要した費用のうち当該土地に係る部分の額として同条第五項において準用する同条第三項の規定により算定して得た額から、当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額を差し引いて得た額をいう。以下この条において同じ。）をこえる場合に限り徴収することができるものとし、その額は、当該時価相当額から当該取得者負担額を差し引いて得た額を当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額で除して得た数値が一以上であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額とし、当該数値が一未満であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額に当該数値を乗じて得た額とする。

第五十三条の十三 法第九十条の二第四項の特別徴収金の額又は同条第六項の特別徴収金の額のそれぞれ同条第五項又は第七項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一の規定を準用する。この場合において、法第九十条の二第四項の特別徴収金の額の同条第五項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは「第九十条第三項から第五項まで」と読み替えるものとし、法第九十条の二第六項の特別徴収金の額の同条第七項において準用する同条第三項の規定による算定については、第五十三条の十一中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、同条第二項中「第九十条第二項、第四項、第五項」とあるのは「第九十条第八項」と読み替えるものとする。

第五十三条の十四 法第九十条の二第六項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。

第五十三条の十五 法第九十条の二第六項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第七項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

（都道府県営土地改良事業の分担金等）

第五十四条 法第九十一条第一項に規定する分担金の額は、当該都道府県営土地改良事業に要する費用のうち国から交付を受けた補助金の額（当該都道府県営土地改良事業が公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項第三号の公害防止事業に該当する場合には、当該補助金の額に当該公害防止事業に係る同法第六条第一項の費用負担計画において定められた事業者の負担総額のうち当該都道府県営土地改良事業に係る部分の額を加えて得た額）を除いたものを超えることができない。

2 法第九十一条第三項の規定は、同条第五項及び同条第六項の規定により市町村が負担する負担金の支払の方法に準拠して市町村が定める支払の方法により支払わせるものとする。

3 法第九十一条第五項に規定する分担金及び同条第六項の規定により負担させる負担金については、第一項の規定を準用する。

第五十四条の二 法第九十一条第五項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。この場合において、同条中「国営市町村特別申請事業」とあるのは、「都道府県営市町村特別申請事業」とする。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）

第五十四条の三 法第九十一条の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

2 法第九十一条の二第四項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第五項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

3 法第九十一条の二第六項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、同条第七項において準用する同条第三項の規定によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。

第五十四条の四 法第九十一条の二第四項の政令で定める要件は、第五十三条の七に規定する要件とする。この場合において、同条中「国営市町村特別申請事業」とあるのは、「都道府県営市町村特別申請事業」とする。

（国有土地物件の国営土地改良事業への供用の決定）

第五十五条 法第九十四条第四号の規定による決定は、農林水産大臣が当該土地、権利又は物件の所管大臣と協議して行う。

2 農林水産大臣及び所管大臣は、前項の規定による職権を部局の長に行わせることができる。

（基幹的な土地改良財産）

第五十五条の二 法第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。

- 一 ダム及びため池（ダムにより流水を貯留するものに限る。）並びにこれらに附帯する施設
- 二 えん堤（ダムを除く）、水路及び揚水施設並びにこれらに附帯する施設であつて、農林水産大臣が指定するもの

(共有持分の対価としての交付金の額)

第五十五条の三 法第九十四条の四の第二第三項の規定により都道府県に交付する交付金の額は、同条第二項後段の協議により定められた共有持分の対価に、当該国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により当該都道府県に負担させた負担金の額のうち当該共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件に係る部分の当該国営土地改良事業に要した費用の額のうち当該共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件に係る部分に対する割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(土地改良財産の管理の委託の手続)

第五十六条 法第九十四条の六第一項の規定により、農林水産大臣が法第九十四条に規定する土地改良財産(以下「土地改良財産」という。)で法第九十四条の六第一項に規定するものの管理(維持、保存及び運用をいうもの)とし、これらのためにする改築、追加工事等を含む。以下同じ。)を都道府県又は法第九十四条の三第一項に規定する土地改良区等に委託するには、両当事者の協議により次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 管理を委託する土地改良財産の所在及び種類
- 二 移管の年月日
- 三 管理の方法
- 四 委託の条件
- 五 その他必要な事項

第五十七条 農林水産大臣は、前条の規定により定められた土地改良財産の移管の日に、その職員を管理受託者(法第九十四条の六第一項の規定により土地改良財産の管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。)と実地に立ち会わせて、その職員から当該管理受託者に当該土地改良財産を引き継がせなければならない。

2 管理受託者は、前項の規定により土地改良財産の引継を受けた時以後、当該土地改良財産の管理の責に任ずる。

(管理受託者の義務)

第五十八条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について、水害、火災、盗難、損壊その他当該土地改良財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該土地改良財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

(他目的への使用等)

第五十九条 管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

2 管理受託者は、前項の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲
- 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
- 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
- 四 使用又は収益の期間
- 五 使用又は収益による管理受託者の予定収入
- 六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

(滅失等の場合の報告)

第六十条 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る土地改良財産が滅失し又は損傷したときは、遅滞なく、左に掲げる事項を書面で農林水産大臣に報告しなければならない。

- 一 当該土地改良財産の所在及び種類
- 二 被害の状況
- 三 滅失又は損傷の原因
- 四 損害見積額及び復旧可能のものについては復旧費見込額
- 五 当該土地改良財産の保全又は復旧のためとつた応急措置

(改築等の制限)

第六十一条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築、追加工事等をしようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。但し、天災その他の事故のため応急の措置をするときは、この限りでない。

(管理台帳)

第六十二条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について左に掲げる事項を記載した管理台帳をその主たる事務所(地方公共団体にあつては、その事務所)に備えておかなければならない。

- 一 所在
- 二 種類
- 三 構造及び規模
- 四 受託の年月日
- 五 その他必要な事項

2 管理受託者は、管理台帳の記載事項に変更があつたときは、そのつど、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。
 (管理費の負担等)

第六十三条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産の管理に必要な費用を負担しなければならない。

2 受託に係る土地改良財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。

(管理状況の報告)

第六十四条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について、毎年度の管理の状況を翌年度の四月三十日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第六十五条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、委託に係る土地改良財産の状況に関し、管理受託者から報告を徴することができる。

(実地監査)

第六十六条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、その職員に、委託に係る土地改良財産の管理の状況に関し、実地につき監査を行わせなければならない。

(標識の設置)

第六十七条 農林水産大臣(管理を委託した土地改良財産については、管理受託者)は、土地改良財産たる土地について、その境界を明らかにする標識を設置しなければならない。

(土地改良財産台帳等の閲覧)

第六十八条 土地改良財産に関し利害関係を有する者は、無償で、法第九十四条の五第一項に規定する土地改良財産台帳又は第六十二条第一項に規定する管理台帳の閲覧を求めることができる。

第六十九条 削除
 (土地配分計画)

第七十条 法第九十四条の八第一項の土地配分計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 その地区に移住しないがその地区内の埋立予定地につき造成される埋立地若しくは干拓地についてのみ農業を営むこととなる者に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの用途別の所在の場所及び予定配分面積

二 前号に規定する者以外の者でその地区の近傍において現に農業を営んでいるものに配分すべき埋立予定地については、用途別の所在の場所、予定配分口数及び予定配分面積

三 第一号に規定する者の生活上又は農業経営上必要で欠くことができない業務に従事することとなる者に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの所在の場所及び予定配分面積

四 法第九十四条の八第三項但書の農業協同組合、農事組合法人、土地改良区又は地方公共団体に配分すべき埋立予定地については、配分予定の各口ごとの用途別の所在の場所及び予定配分面積

2 土地配分計画においては、土地の用途は、前項第二号に規定する埋立予定地については宅地以外の用に供する土地として、同項第三号に規定する埋立予定地については宅地として、同項第四号に規定する埋立予定地については道路、水路、ため池その他共同利用施設の用に供する土地として定めなければならない。

(配分を受ける者の選定等)

第七十一条 農林水産大臣は、法第九十四条の八第三項本文の規定による選定又は同項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(都道府県知事が行う土地改良財産の管理等)

第七十二条 次に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

一 法第八十九条の規定によりその工事の一部を都道府県が行つた国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産(都道府県が管理受託者であるものを除く。)についての法第九十四条の二から第九十四条の四まで、第九十四条の四の二第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の六第一項の規定並びに第五十六条、第五十七条、第五十九条及び第六十五条から第六十七条までの規定による事務

二 法第九十四条の八第一項の土地配分計画をたてた地区のうち、その地区の属する都道府県の区域以外の区域からその地区に移住してその地区内の埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地について農業を営むこととなる者に配分すべき埋立予定地がない地区として農林水産大臣の指定する地区についての同条第一項から第四項まで、第六項及び第七項の規定による事務(同条第一項の規定による事務については、公告をする事務に限る。)

2 前項第二号の規定により法第九十四条の八第三項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行う場合における前条の規定の適用については、同条中「当該埋立予定地の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない」とする。

(仮清算金の徴収又は支払に関する規定の準用)

第七十二条の二 法第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する法第五十三条の八第三項の規定による仮清算金の徴収又は支払には、第四十八条の七の規定を準用する。

(市町村が行う土地改良事業に係る特別徴収金)

第七十二条の三 法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条の三第一項の規定により市町村が徴収する特別徴収金の額は、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額とする。

(行政不服審査法施行令の準用)

第七十二条の四 法第九十八条第三項(法第一百一十一条において準用する場合を含む。)の異議の申出又は法第九十八条第五項(法第一百一十一条において準用する場合を含む。)の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令中再調査の請求に関する規定又は審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第七十二条の五 法第九十九条第七項(法第一百条第二項(法第一百一十一条において準用する場合を含む。)、第百条の二第二項(法第一百一十一条において準用する場合を含む。))及び第百十一条において準用する場合を含む。)の異議の申出には、行政不服審査法施行令中審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

(交換分合計画に定める清算金の徴収の委任)

第七十三条 法第八十八条第三項(法第一百一十一条において準用する場合を含む。)の場合には、第四十八条の規定を準用する。

(損失補償の裁決申請手続)

第七十四条 法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、農林水産省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を取用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 損失の事実
- 四 損失の補償の見積り及びその内訳
- 五 協議の経過

(特別区等に対する規定の適用)

第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては区(総合区を含む。次項において同じ。)又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごと農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令(第一条の三から第一条の七までを除く。）」とする。

(都道府県都市計画審議会等の意見を聴くことを要しない事項)

第七十六条 法第二百五十五条の二ただし書の政令で定める軽微な事項は、道路その他の公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することとなることが明らかな事項とする。

(市町村以外の者で間接補助事業者たる資格を有するもの)

第七十七条 法第二百二十六条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 土地改良区
- 二 土地改良区連合
- 三 農業協同組合
- 四 農業協同組合連合会
- 五 農地中間管理機構
- 六 農業委員会
- 七 法第九十五条第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者

(国の補助)

第七十八条 法第二百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

- 一 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業(次号から第四号までに規定するものを除く。)にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額(当該土地改良事業につき法第九十一条第一項又は第五項の農林水産省令で定める者から徴収する分担当がある場合には、当該事業費の額からその分担当の額(事業費に相当する部分に限る。)を差し引いて得た額。次号から第六号の四までにおいて同じ。)に別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、総合土地改良計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の四十五(農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十)を乗じて得た額に相当する額

二の二 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第二項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

二の三 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第二項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

- 二の四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額
- 二の五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、高収益作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額
- 二の六 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、特定地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十五を乗じて得た額に相当する額
- 二の七 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、遊休農地利用増進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額
- 二の八 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農用地災害防止ため池整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額に相当する額
- 三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業（第五十条第一項第一号、第一号の三、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二又は第八号に掲げる事業に限る。）であつて、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行うもの（第二号の六に規定するものを除く。）にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額
- 四 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農林地一体開発整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額
- 五 法第八十五条の四第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額
- 六 法第八十七条の二第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額
- 六の二 法第八十七条の三第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額
- 六の三 法第八十七条の四第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額
- 六の四 法第八十七条の五第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業（除塩事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧に限る。）にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額
- 七 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業（農林水産大臣が定める基準に該当するもの及び次号から第十三号までに規定するものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額（当該土地改良事業を行う者が法第三十六条第九項の農林水産省令で定める者から当該土地改良事業に要する経費に充てるため金銭を徴収する場合又は法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条第一項の農林水産省令で定める者から当該土地改良事業に要する経費に充てるため金銭を徴収する額からその徴収する金額（事業費に相当する部分に限る。）を差し引いて得た額。次号から第十三号までにおいて同じ。）に別表第四に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 八 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 八の二 市町村が行う土地改良事業であつて、特定地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十五を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十五を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 九 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業と併せて行うもの（農林水産大臣が定める基準に該当するもの及び前号に規定するものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第五に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 十 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農林地一体開発整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十（同条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五。以下この号において同じ。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 十一 市町村又は前条第一号若しくは第三号から第七号までに掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業構造改善事業に係るもの（農林水産大臣が定めるものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 十二 市町村が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の四第一項の規定により行うものに限る。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十三 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の五第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧に限る。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

2 北海道、沖繩県、奄美群島又は離島の区域内において行う土地改良事業（次項に規定するものを除く。）については、次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中の字句で同表の第三欄に掲げるものは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
北海道	前項第一号	別表第一	別表第六
	前項第二号	百分の四十五（農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）	百分の五十
	前項第二号の三	百分の五十	百分の五十二
	前項第七号	別表第四	別表第七
	前項第一号	別表第一	別表第八
沖繩県	前項第二号	百分の四十五（農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）	百分の七十五
	前項第二号の三	百分の五十	百分の七十五
	前項第二号の四	百分の五十	百分の八十
	前項第二号の五	百分の五十	百分の八十
	前項第二号の六	百分の五十	百分の七十五
	前項第二号の七	百分の五十	百分の七十五
	前項第二号の八	百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）	百分の八十
	前項第三号	百分の五十	三分の二
	前項第六号	別表第三	別表第九
	前項第六号の二	百分の五十	百分の七十五
	前項第六号の三	別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合	百分の八十
	前項第六号の四	別表第三の三	別表第九の二
	前項第七号	別表第四	別表第十
	前項第八号	百分の五十	百分の八十
	前項第八号の二	百分の五十五	百分の七十五
	前項第九号	別表第五	別表第十一
	前項第十二号	別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）	百分の八十
	前項第十三号	別表第三の三	百分の八十を
奄美群島	前項第一号	別表第一	別表第九の二
	前項第二号	百分の四十五（農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）	百分の五十二
	前項第二号の二	百分の五十	百分の六十
	前項第二号の三	百分の五十	三分の二
	前項第二号の四	百分の五十	百分の六十五
	前項第二号の五	百分の五十	百分の六十五
	前項第二号の六	百分の五十五	百分の七十

	前項第二号の七 百分の五十	前項第二号の八 百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）	百分の六十
	前項第六号の二 百分の五十	前項第六号の三 別表第三の二	百分の六十
	前項第六号の四 別表第三の三	前項第六号の五 別表第三の三	別表第十二の二
	前項第七号 別表第四	前項第七号 別表第四	別表第十三
	前項第八号 百分の五十	前項第八号の二 百分の五十五	百分の六十
	前項第九号 別表第五	前項第九号 別表第五	百分の七十
	前項第十二号 別表第三の二	前項第十二号 別表第三の二	別表第十四
	前項第十三号 別表第三の三	前項第十三号 別表第三の三	別表第十二の三
	前項第一号 別表第一	前項第一号 別表第一	別表第十五
離島	前項第二号 百分の四十五（農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）	前項第二号の二 百分の五十	百分の五十
	前項第二号の三 百分の五十	前項第二号の四 百分の五十	百分の五十五
	前項第二号の五 百分の五十	前項第二号の六 百分の五十五	百分の五十五
	前項第二号の七 百分の五十	前項第二号の八 百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）	百分の六十
	前項第六号の二 百分の五十	前項第六号の三 別表第三の二	百分の五十五
	前項第六号の四 別表第三の三	前項第六号の五 別表第三の三	別表第十五の二
	前項第七号 別表第四	前項第七号 別表第四	別表第十五の三
	前項第八号 百分の五十	前項第八号の二 百分の五十五	百分の六十
	前項第十二号 別表第三の二	前項第十二号 別表第三の二	別表第十五の一
	前項第十三号 別表第三の三	前項第十三号 別表第三の三	別表第十五の二
3	田を田以外の農用地に地目変換するために行う土地改良事業又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業（離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は過疎地域の区域以外の区域内において行うものに限る。）であつて、農林水産大臣が受益地の地積に占める当該地目変換に係る土地の地積の割合等を勘案して定める基準に該当するものについての第一項の規定の適用については、同項第一号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十（奄美群島の区域内において行う場合にあつては三分の二、北海道の区域内において行う場合にあつては百分の五十五）」とする。		
4	第一項第二号に規定する土地改良事業であつて、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定に基づき指定された地帯をいう。以下同じ。）、振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯（北海道、沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）において行うものについての第一項の規定の適用については、同号中「百分の四十五（農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）」とあるのは、「百分の五十一」とする。		
5	第一項第二号の二から第二号の五まで、第二号の七、第六号の二及び第八号に規定する土地改良事業であつて、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項に規定する指定棚田地域をいう。以下同じ。）又は急傾斜地帯（沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）において行うものについての第一項の規定の適用については、第二項の規定にかかわらず、第一項第二号の二から第二号の五まで、第二号の七、第六号の二及び第八号中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十五」とする。		

(都道府県が行う地方連合会の監督)

第七十九条 法第三十二条第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務及び当該権限に属する事務に係る法第三十四条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうち、法第三十一条の五の地方連合会(以下「地方連合会」という。)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、地方連合会の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に適用するものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第三十二条第二項の規定により地方連合会から報告を徴し、又は地方連合会の検査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により地方連合会から報告を徴し、又は地方連合会の検査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、地方連合会に対し、第一項本文の規定に基づき法第三十四条の二の規定による命令をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該命令の内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

(事務の区分)

第八十条 第五十一条の二、第七十二条第一項並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(国営土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例)

第二条 ため池で老朽化したため若しくは周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、おおむね三百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、令和十三年三月三十一日までの間は、第四十九条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべき土地改良事業として申請することができる。この場合において、第五十条の二の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定」とあるのは、「又は附則第二条第一項の規定」とする。

2 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれらの農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上に寄与することが明らかなるものとして農林水産大臣が定める基準に該当する次に掲げる土地改良事業であつて、おおむね四百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、令和四年三月三十一日までの間は、第四十九条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一 区画整理

二 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

(都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例)

第三条 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画(区画整理、農用地の造成又は暗渠排水が施行された地域(以下この項において「既整備地域」という。))に隣接する地域であり、かつ、区画整理、農用地の造成又は暗渠排水を施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理、農用地の造成若しくは暗渠排水又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業(これらの土地改良事業と併せて施行することを相当とする当該既整備地域についての土地改良事業を含む。)の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。)に従つて行う次に掲げる土地改良事業については、令和六年三月三十一日までの間は、第五十条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一 区画整理、農用地の造成又は暗渠排水

二 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業(暗渠排水を除く。)であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

2 特定地域農用地利用集積促進土地改良整備計画(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、区画整理若しくは暗渠排水を施行すること又は二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積及び収益性の高い作物の導入の促進に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理若しくは暗渠排水若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業又は当該二以上の土地改良事業若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。)に従つて行う次に掲げる土地改良事業であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、令和四年三月三十一日までの間は、第五十条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一 区画整理又は暗渠排水

二 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業(暗渠排水を除く。)であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

三 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土のうち二以上を併せ行うもの

く。内において行う場合（畑の改良を目的とする事業を行う場合に限る。）にあつては百分の五十二、沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の八十、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十（畑の改良を目的とする事業を行う場合にあつては百分の二、田の改良を目的とする事業であつて、農業用排水施設の新設又は変更の工事を含むものを行う場合にあつては当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の六十五）、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯（沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の区域内において行う場合にあつては百分の五十五」とする。

4 特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間にその工事に着手した附則第三条第一項に規定する土地改良事業であつて次の表の第一欄に掲げるもの（同表の第二欄に掲げる区域内において行うものに限る。）についての令和八年度（特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度）までの予算に係る国の補助に関する第七十八条第一項の規定の適用については、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲げる規定中の字句で同表の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄					
				令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度
第七十八条第一項第一号に沖繩県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域	第七十八条第一項第一号に沖繩県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域	第七十八条第一項第一号に沖繩県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域	第七十八条第一項第一号に沖繩県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）
第七十八条第一項第一号に北海道の区域（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域）	第七十八条第一項第一号に北海道の区域（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域）	第七十八条第一項第一号に北海道の区域（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域）	第七十八条第一項第一号に北海道の区域（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、指定第一号実施地域、特定農山村地域、指定第一号棚田地域及び急傾斜地帯の区域以外の区域）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）	百分の五十四（特別特定市町村の区域内に於ては、百分の五十五）

5 附則第三条第二項に規定する土地改良事業についての第七十八条第一項第一号の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十五（沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の七十五、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十）」とする。

第七條 国営土地改良事業でその施行に係る地域内の土地における農業経営の状況からみて当該事業に係る法第九十条の規定による負担金の全部又は一部を元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法により支払わせることを相当と認めて農林水産大臣が指定するものについての第五十二条の二第一項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の二第一項第一号	元利均等年賦支払	農林水産大臣の定める年賦支払
第五十三条第一項	元利均等年賦支払	農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して都道府県が定める年賦支払
第五十三条第二項	元利均等年賦支払	年賦支払
第五十三条の三第一項第二号	元利均等年賦支払	農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して都道府県が定める年賦支払
第五十三条の三第二項	元利均等年賦支払	年賦支払
第五十三条の三第三項	元利均等年賦支払	農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して都道府県が定める年賦支払

2 国営土地改良事業でその施行に係る地域内の土地における農業経営の状況からみて当該事業に係る法第九十条の規定による負担金の全部又は一部を通常の支払期間により支払わせることが困難であると認めて農林水産大臣が指定するものについての第五十二条の二第一項及び第五十三条第二項（第五十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第五十二条の二第一項第一号及び第五十三条第二項中「十五年」とあり、及び「十七年」とあるのは、「二十五年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間」とする。

（国の無利子貸付け等）

第八條 法附則第二項の規定により国が都道府県に対し貸付けを行う場合における第五十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「交付を受けた補助金」とあるのは、「法附則第二項の規定により貸付けを受けた貸付金」と、「当該補助金」とあるのは、「当該貸付金」とする。

2 法附則第二項及び第三項の政令で定める者は、第七十七条各号に掲げる者とする。

3 法附則第四項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

4 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第二項及び第三項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前の日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

6 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

7 法附則第八項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附則（昭和二十七年七月三十一日政令第三〇二号）

この政令は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日（昭和二十七年八月一日）から施行する。

附則（昭和二十九年五月二十五日政令第一二二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に施行している国営土地改良事業につき、法第九十条第二項の規定により徴収する負担金の元利均等年賦支払の支払期間を起算する年を改正後の第五十三条第二項但書の規定により指定しようとするときは、都道府県知事は、その負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない。

附則（昭和二十九年七月二十八日政令第二一六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。

附則（昭和三十一年八月二日政令第二六五号）抄

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七十七号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第四百零八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

附則（昭和三十一年七月十七日政令第一九四号）抄

1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十一年七月十八日）から施行する。

3 この政令の施行の際現に土地改良法第八十七条の二第二項の規定により国が行つて同項第二号の事業（公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。）で土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものにつき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、土地改良法施行令第五十二条第四項の規定にかかわらず、当該事業に要する費用（当該事業により造成される同項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。）の額を農林大臣の定めるところにより土地改良法の一部を改正する法律の規定中土地改良法第八十八条の二の改正規定の施行の日の前日までに当該事業に要する費用に充てる部分の額（以下この項において「施行日前事業費額」という。）と、その施行の日以後に当該事業に要する費用に充てる部分の額（以下この項において「施行日後事業費額」という。）とに区分し、施行日前事業費額についてはその額の百分の五に相当する額を、施行日後事業費額についてはその百分の二十に相当する額にその額に対応する当該事業に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額をそれぞれ算出し、これらの額を合計して得た額とする。ただし、その額を単位面積当りに換算して得た額が、負担金額の最高額をこえる場合にあつては、その最高額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額、負担金額の最低額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額とする。

4 前項ただし書の負担金額の最高額及び最低額は、同項に規定する国営土地改良事業に係る配分造成地につき耕作の業務を営むこととなる者の負担能力の限度、当該国営土地改良事業に係る配分造成地間における負担金額の均衡その他の事情を考慮して農林大臣が当該国営土地改良事業のすべてを通じてそれぞれ一率に定める単位面積当りの金額とする。

5 土地改良法施行令附則第六項に規定する国営土地改良事業につき土地改良法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の支払の方法及び時期については、なお従前の例による。

6 土地改良法の一部を改正する法律附則第十五項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その土地の買収前の所有者（以下「旧所有者」という。）又はその一般承継人が買受けを希望しない旨を農林水産大臣に申し出たとき。

二 農林水産大臣がその土地を売り払う旨を旧所有者又はその一般承継人に通知した場合において、その通知の日から起算して三箇月以内に旧所有者又はその一般承継人から買受けの申込みがないとき。

三 旧所有者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十九条第一項の規定により代地の売渡しを受けているとき。

7 土地改良財産の管理及び処分に関する政令（昭和二十六年政令第三百四十七号）は、廃止する。

8 この政令の施行前に土地改良財産の管理及び処分に関する政令の規定によつてした土地改良財産の管理の委託及び同令第四条第一項又は第六条の承認は、改正後の土地改良法施行令の相当規定によつてしたものとみなす。

附則（昭和三十五年六月三〇日政令第一八五号）

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。

附則（昭和三十五年九月三〇日政令第二五七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に土地改良法第八十九条の規定により都道府県知事に行なわせている理立て又は干拓については、改正後の第五十一条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 この政令の施行の際現に行なわれている国営土地改良事業（土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものに限る。）についての改正後の第五十二条の二第三項第二号及び第五項、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「年六分五厘」とあるのは、「年六分」とする。

附則（昭和三十六年七月十七日政令第二六三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行なつて同項第二号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行なうものその他国の所有に属する土地について行なうものに限る。）で土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするもの（次項に規定する事業を除く。）につき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、土地改良法施行令第五十二条第四項の規定にかかわらず、当該事業に要する費用（当該事業により造成される同項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。）の額を農林大臣の定めるところにより、昭和三十六年三月三十一日までに当該事業に要した費用に充ず

る部分の額（以下「旧率事業費額」という。）とその日の翌日以後に当該事業に要する費用に充てる部分の額（以下「新率事業費額」という。）とに区分し、旧率事業費額につきその百分の二十に相当する額を、新率事業費額につきその百分の二十五に相当する額をとり、これにそれぞれその額に対応する当該事業に係る同法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の額を加え、その加えて得た額を相互に合計して得た額とする。

3 土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十三年政令第九十四号）の施行の日前から土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が施行し、この政令の施行の際においても現に国が施行中の同項第二号の事業（公有水面埋立法により行なうものその他国の所有に属する土地について行なうものに限る。）で土地改良法第八十八条の二の規定によりその事業に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とするものにつき同法第九十条第一項の規定により造成される土地改良法施行令第五十二条第四項及び土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第三項の規定にかかわらず、当該事業に要する費用（当該事業により造成される土地改良法施行令第五十二条第四項に規定する配分造成地の造成の事業に要する費用で農林大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。）の額を農林大臣の定めるところにより、昭和三十六年九月三十日まで同法第九十四条の八第一項の規定による公告があつた同項に規定する埋立予定地（以下「既公告埋立予定地」という。）に係る費用に充てる部分の額（以下「既公告地区事業費額」という。）とその日まで当該公告があつた同項に規定する埋立予定地に係る費用に充てる部分の額（以下「未公告地区事業費額」という。）とに区分し、既公告地区事業費額につき第一号に掲げる額、未公告地区事業費額につき第二号に掲げる額をとり、これらの額を相互に合計して得た額とする。

一 既公告地区事業費額を農林大臣の定めるところにより基幹工事に係る費用に充てる部分の額（以下「基幹事業費額」という。）と附帯工事に係る費用に充てる部分の額（以下「附帯事業費額」という。）とに区分し、基幹事業費額につきイに掲げる額、附帯事業費額につきロに掲げる額をとり、これらの額を相互に合計して得た額

イ 基幹事業費額を農林大臣の定めるところにより土地改良法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第六十九号）の規定中土地改良法第八十八条の二の改正規定の施行の日（以下「一部改正法施行日」という。）の前日までに当該基幹工事に要した費用に充てる部分の額（以下この号において「施行日前事業費額」という。）と一部改正法施行日以後に当該基幹工事に要する費用に充てる部分の額（以下この号において「施行日後事業費額」という。）とに区分し、施行日前事業費額につきその百分の五に相当する額を、施行日後事業費額につきその百分の二十に相当する額にその額に対応する当該基幹工事に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該基幹工事の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額をとり、これらの額を相互に合計して得た額（その額を当該既公告埋立予定地の単位面積当りに換算して得た額が、農林大臣の定める最高額をこえる場合にあつてはその最高額に当該既公告埋立予定地の面積に相当する数を乗じて得た額、農林大臣の定める最低額に達しない場合にあつてはその最低額に当該既公告埋立予定地の面積に相当する数を乗じて得た額、農林大臣の定める最高額をこえる場合にあつてはその最高額に当該既公告埋立予定地の面積に相当する数を乗じて得た額）

ロ 附帯事業費額の百分の五十に相当する額に、その額に対応する当該附帯工事に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該附帯工事の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額

二 未公告地区事業費額を農林大臣の定めるところにより一部改正法施行日の前日までに当該事業に要した費用に充てる部分の額（以下この号において「施行日前事業費額」という。）と、一部改正法施行日以後昭和三十六年三月三十一日までに当該事業に要した費用に充てる部分の額（以下この号において「施行日後旧率事業費額」という。）と、同年四月一日以後に当該事業に要する費用に充てる部分の額（以下この号において「施行日後新率事業費額」という。）とに区分し、施行日前事業費額につきイに掲げる額、施行日後旧率事業費額につきロに掲げる額、施行日後新率事業費額につきハに掲げる額をとり、これらの額を合計して得た額（その額を当該配分造成地に係る既公告埋立予定地を除く。以下この号において同じ。）の単位面積当りに換算して得た額が、農林大臣の定める最高額をこえる場合にあつてはその最高額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額、農林大臣の定める最低額に達しない場合にあつてはその最低額に当該配分造成地の面積に相当する数を乗じて得た額

イ 施行日前事業費額の百分の五に相当する額

ロ 施行日後旧率事業費額の百分の二十に相当する額に、その額に対応する当該事業に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額

ハ 施行日後新率事業費額の百分の二十五に相当する額に、その額に対応する当該事業に係る土地改良法第八十八条の二の規定による借入金についての当該事業の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額

4 前項第一号及び第二号の最高額及び最低額は、当該配分造成地につき耕作の業務を営むこととなる者の負担能力の限度、当該各事業に係る配分造成地間における負担金額の均衡その他の事情を考慮して、農林大臣が同項第一号及び第二号の額ごとに当該国営土地改良事業のすべてを通じてそれぞれ一率に定める単位面積当りの金額とする。

5 この政令の施行の際現に北海道の区域内において行なわれている国営土地改良事業についての土地改良法施行令第五十二条第一項の規定の適用については、改正後の同令附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和三十三年三月三十一日政令第一一〇号） 抄

1 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に国が施行中の土地改良事業で土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とするもの（土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十五年政令第二百五十七号）の施行の際現に施行中であつたものを除く。）についての改正後の第五十二条の二第三項第二号及び第五項、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「年六分五厘」とあるのは「年六分三厘」とする。

附 則 （昭和三十三年六月二十九日政令第二六八号） 抄

1 この政令は、農地法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百六十六号）の施行の日（昭和三十三年七月一日）から施行する。

附 則 （昭和三十三年六月二十九日政令第二七二号）

この政令は、農業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十三年七月一日）から施行する。

附 則 （昭和三十三年九月二十九日政令第三九一号）

この政令は、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）の施行の日（昭和三十三年十月一日）から施行する。

- 2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則（昭和三十八年八月九日政令第三〇二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年一月三〇日政令第三五八号）抄

- 1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十九年十二月一日）から施行する。ただし、第四条第四項、第七条第三項、第八条、第九条第四項、第十五条第三項、第十七条及び第十七条の二から第十七条の四までの改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定、第十八条の二第一項の改正規定、第二十二條の次に一条を加える改正規定、第二十三條の改正規定、第二十三條の次に一条を加える改正規定、第二十四条第一項及び第二十五条第一項の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和四十年二月一日から施行する。

- 2 土地改良法の一部を改正する法律の施行後改正後の土地改良法第四条の二第一項の規定により最初に定める土地改良長期計画の期間は、昭和四十年年度以降十年間とする。

- 4 国営土地改良事業で土地改良法の一部を改正する法律附則第十七項の規定により改正後の土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行なう同項第三号の事業とみなされたものにつき同法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額については、改正後の土地改良法施行令第五十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年九月三〇日政令第三二六号）

この政令は、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百一十一号）の施行の日（昭和四十年十月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日政令第九〇号）抄

- 1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年五月三一日政令第一六三号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第五十二条の二第六項の規定による支払期間の始期が昭和四十一年度以前である国営土地改良事業に係る負担金についての新令第五十二条の二第一項第一号イ及び第三項第二号（同条第四項の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。）並びに第五十三條第二項（新令第五十三條の四第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「十五年」とあるのは、「十年」とする。

- 3 前項に規定する負担金についての新令第五十三條の六第二項の規定の適用については、同項中「第五十三條」とあるのは、「土地改良法施行令等の一部を改正する政令（昭和四十一年政令第百六十三号）による改正前の第五十三條」とする。

附 則（昭和四二年一月二五五政令第三五二号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年八月二二日政令第二六九号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月二二日政令第一三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月二三日政令第一五八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。

附 則（昭和四五年七月一四日政令第二二二号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

- 2 この政令の施行の際現に北海道の区域内において行なわれている国営土地改良事業については、改正後の同令附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年七月一日政令第二二九号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

- 2 この政令の施行の際現に北海道の区域内において行なわれている国営土地改良事業についての土地改良法施行令第五十二条第一項の規定の適用については、改正後の同令附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間においては、前項の国営土地改良事業に要する費用に対する同項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく北海道の負担（以下「従前の例によるもの」とされる北海道の負担」という。）については、当該国営土地改良事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、同号に掲げる金額に加算した金額とする。

一 当該国営土地改良事業に要する費用に係る通常の都府県の負担の割合により算定した北海道の負担に係る金額

二 当該国営土地改良事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担に係る金額

4 昭和六十年度、昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度においては、第二項の国営土地改良事業（土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和四十七年政令第二百三十一号）附則第二項に規定する経過措置対象事業を除く。以下同じ。）に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担に係る金額の算定については、当該国営土地改良事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる北海道の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の二十	百分の二十
百分の十五	百分の二十五
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の三十五
百分の三十	百分の四十
百分の二十	百分の三十五
百分の十五	百分の二十五
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の一	百分の四十五
百分の十五	百分の二十五
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の一	百分の四十五
百分の十五	百分の二十五
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の一	百分の四十五
百分の十五	百分の二十五
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の一	百分の四十五

附則（昭和四十六年九月二三日政令第三〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年六月二二日政令第二三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

- この政令は、公布の日から施行する。
- 土地改良法（以下「法」という。）第八十五条第一項の申請によつて国が行う開田又は開畑の事業で、この政令の施行前に法第八十七条第七項に規定する工事着手のために必要な要件が備わつたもの（以下「経過措置対象事業」という。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金については、なお従前の例による。
- 昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間においては、経過措置対象事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく北海道の負担（以下「従前の例によるものとされる北海道の負担」という。）については、当該経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、同号に掲げる金額に加算した金額とする。
 - 当該経過措置対象事業に要する費用に係る通常の都府県の負担の割合により算定した北海道の負担に係る金額
 - 当該経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる北海道の負担に係る金額
- 昭和六十年度、昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度においては、経過措置対象事業に要する費用に対する第二項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく都道府県の負担に係る金額の算定については、当該経過措置対象事業に要する費用に係る第二項の規定により従前の例によるものとされる同条第一項の規定に基づく都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の二十	百分の三十
百分の二十五	百分の一
百分の三十	百分の三十五
百分の三十五	百分の四十
百分の二十	百分の三十五
百分の十五	百分の二十五
百分の二十	百分の三十
百分の三十	百分の四十
百分の一	百分の四十五

5 昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度においては、経過措置対象事業に要する費用に対する第二項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく都道府県の負担に係る金額の算定については、当該経過措置対象事業に要する費用に係る第二項の規定により従前の例によるものとされる同条第一項の規定に基づく都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の二十	百分の一
-------	------

百分の二十五	百分の四十
百分の三十	百分の四十
百分の三十五	百分の四十五
6 平成五年度以降の年度においては、経過措置対象事業に要する費用に対する附則第二項の規定により従前の例によるものとされる土地改良法施行令第五十二条第一項の規定に基づく都道府県の負担に係る金額の算定については、当該経過措置対象事業に要する費用に係る附則第二項の規定により従前の例によるものとされる同条第一項の規定に基づく都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。	
百分の二十	百分の二十五
百分の二十五	百分の三十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の二十五）
百分の三十五	百分の五十
7 経過措置対象事業のうちその要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「国の消費税等相当額」という。）が含まれるものにつき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、次に掲げる額を合計して得た額とする。	
一 国の消費税等相当額	
二 当該事業に要する費用の額から国の消費税等相当額を控除して得た額を当該事業に要する費用の額とみなして、第二項から前項までの規定の例により算定される負担金の額	
8 前項に規定する土地改良事業に係る次に掲げる負担金のうち国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分の支払方法については、第二項の規定にかかわらず、農林水産大臣が別に定める。	
一 法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金	
二 法第九十条第二項の規定により市町村に負担させる負担金	
三 法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金	
9 経過措置対象事業に係る次に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（前項に規定する国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分を除く。）の支払方法については、第二項の規定にかかわらず、農林水産大臣が別に定める。	
一 法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金	
二 法第九十条第五項又は第九項の規定により市町村に負担させる負担金	
10 経過措置対象事業のうち土地改良法施行令及び沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成五年政令第三百三十八号）の施行の際現に国が行つてゐるもの（農業用排水施設の新設又は変更を内容の一部に含むものに限る。）が完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうちハに掲げる指定工程を除く工事（以下「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額（以下「第一種工事等事業費額」という。）に係る負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合には、当該第一種工事等事業費額に係る負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定にかかわらず、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度から起算するものとする。	
イ 第一種工事（当該経過措置対象事業の工事のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）	
ロ 第二種工事（当該経過措置対象事業の工事のうちハに掲げる指定工程を含む工事をいう。）	
ハ 指定工程（土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状態の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。）	
附則（昭和四十七年十一月十七日政令第三九九号）抄	
（施行期日）	
1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）の施行の日（昭和四十七年十一月二十二日）から施行する。	
附則（昭和四十九年三月三〇日政令第八六号）抄	
（施行期日）	
1 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。	
（土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置）	
2 土地改良法第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものの支払の方法については、なお従前の例による。	
3 第一条の規定による改正後の土地改良法施行令第五十二条の二第三項第二号及び第五項、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項中「当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林大臣の定める率」とあるのは、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十五年政令第二百五十七号。以下「三十五年改正令」という。）の施行の際現に国が施行していた土地改良事業（土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものに限る。以下同じ。）に係る負担金（その支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものを除く。）については「年六分」と、土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和三十七年政令第一百十号。以下「三十七年改正令」という。）の施行の際現に国が施行していた土地改良事業（三十五年改正令の施行の際現に国が施行していたものを除く。）に係る負担金（その支払期間の始期が昭和四十八年度以前であるものを除く。）については「年六分三厘」と、昭和四十九年三月三十一日において国が施行していた土地改良事業（三十七年改正令の施行の際現に国が施行していたものを除く。）に係る負担金については「年六分五厘」とする。	
附則（昭和五〇年六月一〇日政令第一八一号）	
この政令は、公布の日から施行する。	

附則（昭和五十一年三月三十一日政令第六〇号）
 1 この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
 2 改正前の第五十条の三第一項第一号に掲げる事業に該当する事業としてその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とする事業は、改正後の同号に掲げる事業に該当する事業としてその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とすることとされた事業となるものとする。

附則（昭和五十一年五月十四日政令第一二二号）
 この政令は、公布の日から施行する。
 附則（昭和五十一年三月二十二日政令第二六号）
 この政令は、公布の日から施行する。
 附則（昭和五十一年七月一日政令第二二七号）
 （施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第七十八条第二項及び第三項、附則第七項から第九項まで並びに別表第一から別表第十六までの規定は、昭和五十二年年度の予算に係る国の補助金から適用する。
 （経過措置）

2 昭和五十二年四月一日において現に施行されていた土地改良事業で、当該事業に要する費用につき昭和五十一年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたもの（以下「昭和五十二年経過措置対象事業」という。）については昭和五十一年度以後の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
 3 昭和五十七年度から昭和六十年年度までの間において、都道府県（沖縄県を除く。以下同じ。）又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業（土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第二百十二号）附則第二項に規定する昭和五十四年経過措置対象事業を除く。以下同じ。）に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助（以下「従前の例によるもの」とされる国の補助）といたう。）であつて、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国の補助の割合を超えて行われるものについては、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助（以下「昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国の補助の割合」という。）を乗じて得た金額を、第一号に掲げる金額から控除した金額とする。

一 当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額
 二 当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国の補助の割合により算定した国の補助に係る金額
 4 昭和六十年年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助の割合に算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の七十五	三分の二
百分の七十	百分の六十五
百分の六十	百分の六十
百分の五十五	百分の五十五
百分の五十五	百分の五十五
百分の六十	百分の六十
百分の七十	百分の七十
百分の七十五	百分の七十五
百分の七十	百分の六十
三分の二	百分の五十五
百分の六十五	百分の五十五
百分の六十	百分の五十二
百分の五十五	百分の五十
百分の五十七・五	百分の六十

5 附則第三項の規定は、都道府県又は指定都市が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する昭和六十年年度における従前の例によるものとされる国の補助であつてその割合が前項の規定の適用により従来の割合を下回ることとなるものについては、適用しない。
 6 昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

7 昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の七十	百分の五十七・五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の六十）
三分の二	百分の五十二・五
百分の六十五	百分の五十二・五
百分の六十	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十二）
百分の五十五	百分の五十
8 平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村（沖縄県の市町村を除く。）が行う昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十二年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。	
百分の七十五	百分の六十
百分の七十	百分の五十五
三分の二	百分の五十
百分の六十五	百分の五十
百分の六十	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十二）
百分の五十五	百分の五十

附則（昭和五三年六月九日政令第二二九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年七月一〇日政令第二二二号）

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第十二項、別表第十二、別表第十三及び別表第十六の規定は、昭和五十四年度の予算に係る国の補助金から適用する。

（経過措置）

2 昭和五十四年四月一日において現に施行されていた土地改良事業で、当該事業に要する費用につき昭和五十三年以前に算入に係る国の補助金が交付されたもの（以下「昭和五十四年経過措置対象事業」という。）についての昭和五十四年度以後の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間において、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）が行う昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助（以下「従前の例によるものとされる国の補助」という。）であつて、当該昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国の補助の割合を超えて行われるものについては、当該昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、第一号に掲げる金額から控除した金額とする。

一 当該昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額

二 当該昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に係る通常の国の補助の割合により算定した国の補助に係る金額

4 昭和六十年年度においては、鹿児島県が行う昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる百分の七十とされるものは、百分の六十五とする。

5 昭和六十一年度から平成四年度までの各年度においては、鹿児島県が行う昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる百分の七十とされるものは、百分の六十二・五とする。

6 平成五年度以降の年度においては、鹿児島県が行う昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に対する従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該昭和五十四年経過措置対象事業に要する費用に係る従前の例によるものとされる百分の七十とされるものは、百分の六十五とする。

附則（昭和五五年四月一一日政令第九二号）

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第八項、第十一項及び第十二項並びに別表第十四の規定は、昭和五十五年度の予算に係る国の補助金から適用する。

（経過措置）

2 昭和五十五年三月三十一日における旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域（過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。）で昭和五十五年四月一日において現に施行されていた土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき昭和五十四年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての昭和五十五年及び昭和五十六年度の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年四月一四日政令第一二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年三月三〇日政令第五四号）

- 1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 この政令による改正後の規定は、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間（以下「特例適用期間」という。）における各年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに特例適用期間における各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されるものにより実施される土地改良事業について適用し、昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される土地改良事業については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年七月六日政令第一八七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年九月二四日政令第二〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年二月二六日政令第二七四号）

この政令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附則（昭和五十九年五月二日政令第二二三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第十四項の規定は、昭和五十九年度の予算に係る国の補助金から適用する。

附則（昭和五十九年二月二二日政令第三四五号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十六号）の施行の日（昭和五十九年十二月二十二日）から施行する。ただし、第六条第三項、第七条第二項、第八条、第十七条の三第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条第二項及び第四十二条の改正規定並びに次項の規定は、昭和六十年二月一日から施行する。

（総代選挙に関する経過措置）

- 2 昭和六十年一月三十一日までに改正前の土地改良法施行令第六条第三項の規定により総代の選挙につき選挙の期日の告示があつた土地改良区における当該選挙については、前項ただし書に規定する改正規定の施行後においても、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年五月一八日政令第二二八号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 3 第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の政令の昭和六十年の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、同年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年七月二二日政令第二二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年七月三〇日政令第二四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年三月三一日政令第六二号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行前にこの政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）第五十条の第三第二項、第四項又は第六項（これらの規定を旧令第五十条の四第二項、第五十条の五第二項、第五十条の六第二項、第五十条の六第二項及び第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により得た同意、旧令第五十条の第三第三項又は第六項（これらの規定を旧令第五十条の四第二項、第五十条の五第二項及び第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により得た同意、旧令第五十条の三第三項又は第六項（これらの規定を旧令第五十条の三第三項及び第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により行つた公告は、それぞれこの政令による改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第五十条の第三第二項、第四項又は第六項の規定により得た同意、新令第五十条の第三第三項又は第六項の規定により行つた公告とみなす。
- 3 この政令の施行前に旧令第五十二条の第二項第三号（旧令第五十二条の第二第四項又は第六項の規定により同号の規定の場合を含む。）の規定により農林水産大臣の承認を受けた金額に充ずる負担金の部分についての都道府県の支払方法については、なお従前の例による。

- 4 昭和六十年以前の年度の予算に係る国営土地改良事業に要する費用で昭和六十一年以降の年度に繰り越されたものに係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金の部分についての都道府県の支払方法については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年四月三〇日政令第一三七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月八日政令第一五一号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令（第一条、第十二条及び第十三条の規定を除く。）による改正後の政令の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六一年八月一九日政令第二七九号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行の際現に土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行っている同項第二号の事業（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。）については、改正後の土地改良法施行令附則第二十七項及び第二十八項の規定は、適用しない。

附則（昭和六二年三月三十一日政令第九七号）抄

- 1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 この政令（第一条の規定を除く。）による改正後の政令の規定は、昭和六十二年及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、昭和六十二年及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和六二年八月二二日政令第二八三号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年九月四日政令第二九三号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年七月五日政令第二二五号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年二月二〇日政令第三四四号）抄

- 1 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。
- 2 この政令（第一条の規定を除く。）による改正後の政令の規定は、平成元年度及び平成二年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一〇日政令第一〇五号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令（第一条の規定を除く。）による改正後の政令の規定は、平成元年度及び平成二年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成元年七月七日政令第二二六号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）第四十九条第一項第二号の二から第二号の五までに掲げる土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたものうち、農林水産大臣が指定するものについては、この政令による改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第四十九条第一項の規定にかかわらず、土地改良法（以下「法」という。）第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべきことを申請することができる。

2 前項の規定により国が行う土地改良事業については、旧令第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の四第一項並びに旧令附則第三項、第十九項及び第二十四項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有するものとする。

3 第一項の規定により国が行う土地改良事業についての前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五十二条第一項及び第二項並びに旧令附則第三項の規定の平成三年度及び平成四年度における適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 第一項の規定により国が行う土地改良事業のうち土地改良法施行令及び沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成五年政令第三百三十八号。以下「平成五年改正令」という。）の施行の際現に国が行っているもの（農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含むものに限る。）につき法第九十条第二項の規定により当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する次の各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第五十三条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める年度から起算するものとする。

一 旧令第五十条の三第五項の特定工事（農業用排水施設の新設又は変更に係るものに限る。）が完了する以前において、イに掲げる第一種特定工事及びロに掲げる第二種特定工事のうちハに掲げる指定工程を除く工事（以下「第一種特定工事等」という。）が完了し、かつ、同項の特定受益地につき法第三条に規定する資格を有する者から旧令第五十二条第五項の特定事業費額に係る当該負担金（当該第一種特定工事等に係る事業の部分に要する費用の額（次条第十項第一号において「第一種特定工事等事業費額」という。）に係る負担金に限る。）を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

イ 第一種特定工事（当該特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいう。）

ロ 第二種特定工事（当該特定工事のうち、ハに掲げる指定工程を含む工事をいう。）

ハ 指定工程（土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下同じ。）

二 第一項の規定により国が行う土地改良事業のうち平成五年改正令の施行の際現に国が行っているもの（農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含むものに限る。）が完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事（以下この号において「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額に係る当該負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

イ 第一種工事（当該土地改良事業の工事（旧令第五十条の三第五項の特定工事を除く。ロにおいて同じ。）のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）

ロ 第二種工事（当該土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。）

第三条 次に掲げる規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（以下この項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業（前条第一項に規定するものを除く。）について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業（以下この条において「平成元年経過措置対象事業」という。）については、なお従前の例による。

一 新令第五十二条第一項及び第二項、第五十二条の二第一項、第三項及び第七項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の四第一項及び第二項並びに新令附則第五項、第六項、第二十二項及び第二十三項

2 平成三年度及び平成四年度においては、平成元年経過措置対象事業に要する費用に対する前項の規定によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該平成元年経過措置対象事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であって次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の十	百分の二十
百分の十一	百分の二十一
百分の十二	百分の二十二
百分の十三	百分の二十三
百分の十四	百分の二十四
百分の十五	百分の二十五
百分の十六	百分の二十六
百分の十七	百分の二十七
百分の十八	百分の二十八
百分の十九	百分の二十九
百分の二十	百分の三十
百分の二十一	百分の三十一
百分の二十二	百分の三十二
百分の二十三	百分の三十三
百分の二十四	百分の三十四
百分の二十五	百分の三十五
百分の二十六	百分の三十六
百分の二十七	百分の三十七
百分の二十八	百分の三十八
百分の二十九	百分の三十九
百分の三十	百分の四十
百分の三十一	百分の四十一
百分の三十二	百分の四十二
百分の三十三	百分の四十三
百分の三十四	百分の四十四
百分の三十五	百分の四十五
百分の三十六	百分の四十六
百分の三十七	百分の四十七
百分の三十八	百分の四十八
百分の三十九	百分の四十九
百分の四十	百分の五十
百分の四十一	百分の五十一
百分の四十二	百分の五十二
百分の四十三	百分の五十三
百分の四十四	百分の五十四
百分の四十五	百分の五十五
百分の四十六	百分の五十六
百分の四十七	百分の五十七
百分の四十八	百分の五十八
百分の四十九	百分の五十九
百分の五十	百分の六十

3 平成五年度以降の年度においては、平成元年経過措置対象事業に要する費用に対する第一項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該平成元年経過措置対象事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であって次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の十	百分の十五
百分の十五	百分の二十

百分の二十	百分の二十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の一）
百分の二十五	百分の三十
百分の二十六	百分の三十
百分の三十	百分の三十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の三十又は百分の二十五）
百分の三十一	百分の三十
百分の三十五	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の一）
百分の三十七	百分の四十
百分の四十二	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の一）
百分の四十五	百分の六十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五又は百分の五十）
百分の五十	百分の四十五

4 平成元年経過措置対象事業のうちその要する費用の額に国の消費税等相当額が含まれるものにつき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、前三項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 国の消費税等相当額

二 当該事業に要する費用の額から国の消費税等相当額を控除して得た額を当該事業に要する費用の額とみなして、前三項の規定により算定される負担金の額

5 前項に規定する土地改良事業に係る前条第六項に掲げる負担金のうち国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分の支払方法については、第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣が別に定める。

6 平成元年経過措置対象事業に係る前条第七項に掲げる負担金であつて平成四年四月一日以後に負担させるもの（前項に規定する国の消費税等相当額に應ずる負担金の部分を除く。）の支払方法については、第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣が別に定める。

7 平成元年経過措置対象事業のうち土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百三十九号）の施行の日以後に土地改良事業計画の変更が行われたもの（小規模の農業用の用水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣の指定するもの（以下「指定小規模用水工事」という。）の追加に係るものに限る。以下「特定事業」という。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 当該指定小規模用水工事に係る費用の額の百分の五十に相当する額に、その額に対応する借入金についての当該特定事業の施行期間中に係る利息の額を加えて得た額

二 当該特定事業に要する費用の額から当該指定小規模用水工事に係る費用の額を控除して得た額を当該特定事業に要する費用の額とみなして、第一項の規定による従前の例により算定される負担金の額

8 北海道の区域内において行う特定事業についての前項第一号の規定の適用については、平成四年度までの間、同号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の五十二」とあるのは「百分の四十七」とする。

9 前項の規定の平成二年度から平成四年度までの各年度における適用については、同項中「百分の四十五」とあり、及び「百分の四十七」とあるのは、「百分の五十」とする。

10 平成元年経過措置対象事業のうち平成五年改正令の施行の際現に国が行っているもの（農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含むものに限る。以下この項において「平成五年継続中経過措置対象事業」という。）につき法第九十条第二項の規定により当該平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する次の各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める年度から起算するものとする。

一 旧令第五十条の三第五項の特定工事（農業用排水施設の新設又は変更に係るものに限る。）が完了する以前において、第一種特定工事等が完了し、かつ、同項の特定受益地につき法第三条に規定する資格を有する者から旧令第五十二条第五項の特定事業費額に係る負担金（第一種特定工事等事業費額に係る負担金に限る。）を徴収することが適当であると都道府県が認める場合

二 平成五年継続中経過措置対象事業の工事に一部であつて、当該工事の一部が完了した場合において新令附則第二十七項の規定により当該平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する負担金のうち当該完了した工事に係る事業の部分に應ずる負担金の部分を当該平成五年継続中経過措置対象事業が完了する以前に徴収することが適当であると都道府県が認めるもの（次号において「認定工事」という。）のうち農業用排水施設の新設又は変更に係るもの（以下この号において「認定施設工事」という。）が完了する以前において、イに掲げる第一種認定施設工事及びロに掲げる第二種認定施設工事のうち指定工程を除く工事（以下この号において「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種認定施設工事等に係る事業の部分に要する費用の額に係る当該負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種認定施設工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

イ 第一種認定施設工事（当該認定施設工事のうちロに掲げる第二種認定施設工事以外の工事をいう。）

ロ 第二種認定施設工事（当該認定施設工事のうち、指定工程を含む工事をいう。）

三 平成五年継続中経過措置対象事業が完了する以前において、イに掲げる第一種工事等及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事（以下この号において「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該平成五年継続中経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額に係る当該負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

イ 第一種工事（当該平成五年継続中経過措置対象事業の工事（旧令第五十条の三第五項の特定工事又は認定工事を除く。ロにおいて同じ。）のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）
 ロ 第二種工事（当該平成五年継続中経過措置対象事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。）
 11 次に掲げる規定は、施行日以後にその工事に着手した土地改良事業（法第二百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にその工事に着手した土地改良事業（以下「施行日前事業」という。）については、なお従前の例による。
 一 新令附則第九項、第十六項、第二十一項及び第二十三項並びに新令別表第一、別表第五、別表第七及び別表第八
 12 平成三年度及び平成四年度においては、都道府県又は市町村が行う施行日前事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業の施行に係る地域の属する区域についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

沖縄県及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）以外の区域

百分の七十五	百分の六十
百分の七十	百分の六十
三分の二	百分の五十五
百分の六十五	百分の五十五
百分の六十	百分の五十二
百分の五十五	百分の五十
百分の九十	百分の八十五
百分の九十	百分の八十
百分の八十	百分の七十
百分の七十五	百分の六十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）
百分の七十	百分の六十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の六十二・五）
百分の六十五	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十六・二五）
百分の六十	百分の五十二

13 平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村が行う施行日前事業に要する費用に対する第十一項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業の施行に係る地域の属する区域についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

北海道、沖縄県、奄美群島及び離島以外の区域

三分の二	百分の五十
百分の六十五	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五）
百分の六十	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五）
百分の五十五	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五）
百分の四十	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の四十五）
百分の七十五	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の六十五）
百分の七十	百分の五十五
三分の二	百分の五十
百分の六十五	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五）
百分の六十	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十二又は百分の五十五）
百分の五十五	百分の五十
百分の四十	百分の四十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の四十五）
百分の九十	百分の八十五
百分の九十	百分の七十五
百分の八十	百分の七十
百分の七十五	三分の二
百分の七十	百分の六十五
百分の六十五	百分の五十五
百分の六十	百分の五十二
百分の五十	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五）

沖縄県
奄美群島

離島

百分の七十五	百分の五十五（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の一）
百分の七十	百分の五十五
百分の六十五	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十五又は三分の二）
百分の六十	百分の五十二
百分の五十五	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の五十二又は三分の二）
百分の五十	百分の五十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、三分の二）

14 平成五年度以降の年度においては、旧令第七十七条各号に掲げる者が行う施行日前事業（北海道、沖縄県、奄美群島又は離島の区域以外の区域内において行うものに限る。）に要する費用に対する第十一項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて百分の四十とされるものうち農林水産大臣が指定する事業に要する費用に充てるものに限る。百分の四十五とする。

15 施行日前事業のうち、区画整理でその施行に係る区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかとなし、農林水産大臣が定める基準に該当するものであつて、都道府県が平成五年度改正令による改正後の土地改良法施行令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画を定め、当該農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものに要する費用に対する第十一項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて百分の四十五とされるものは、百分の五十とする。

附則（平成二年三月三十一日政令第九六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二年三月三十一日において過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第一条第一項に規定する過疎地域に該当した地域（この政令の施行の際現に過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域を除く。）でこの政令の施行の際現に施行されている土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき平成元年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成二年度から平成六年度までの予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

附則（平成二年八月一日政令第二三九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）第五十条第二項第三号に掲げる土地改良事業及びこれと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業（同項に規定する総合土地改良計画に従つて行うものに限る。）であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたものについては、この政令による改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第五十条第二項の規定にかかわらず、土地改良法（以下「法」という。）第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべきことを申請することができる。

2 前項の規定により都道府県が行う土地改良事業については、旧令第七十八条第二項第二号の二及び旧令附則第二十一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

3 第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業については、前項の規定によりなされる旧令第七十八条第二項第二号の二の規定の平成三年度及び平成四年度における適用については、同号中「百分の六十」とあるのは、「百分の五十二」とする。

4 第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業についての第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第七十八条第二項第二号の二の規定の平成五年度以降の年度における適用については、同号中「百分の六十」とあるのは、「百分の五十」とする。

第三条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（次項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業（次項第二号に掲げるものを除く。以下この条において「平成二年度前継続事業」という。）についての新令第五十二条第一項第一号及び第二項第一号の規定の平成二年度における適用については、同条第一項第一号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同条第二項第一号中「百分の四十七」とあるのは「百分の四十二」とする。

2 新令附則第五項、第二十項及び第二十二項の規定は、次に掲げる国営土地改良事業については、なお従前の例による。

- 一 施行日以後に申請等が行われた国営土地改良事業
- 二 施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業のうち、施行日以後に土地改良事業計画の変更が行われたもの（小規模の農業用の用水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣の指定するものの追加に係るものに限る。）

3 平成三年度及び平成四年度においては、平成二年度前継続事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の十	百分の二十
百分の十五	百分の二十五

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の附則第六項の規定は、この政令の施行の日以後に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、同法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成又は同法第八十八条第一項の規定による応急工事計画の作成（以下この項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、この政令の施行の日前に申請等が行われた国営土地改良事業（次項において「施行日前事業」という。）については、なお従前の例による。

3 平成五年度以降の年度においては、施行日前事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる都道府県の負担の割合（その上限又は下限を含む。）であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の十	百分の十五
百分の十五	百分の二十（農林水産大臣が指定する事業にあつては、百分の十五）
百分の二十	百分の二十五
百分の三十	百分の三十五
百分の四十五	百分の五十五

附則（平成三年一〇月一四日政令第三二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（土地改良法施行令第五十条の二の四の改正規定を除く。）及び第二条中農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第六条から第八条までの規定は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成四年七月一五日政令第二四七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令附則第十四項及び別表第十八の規定は、この政令の施行の日以後にその工事に着手した土地改良事業（土地改良法第二百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この条において同じ。）について適用し、この政令の施行の日前にその工事に着手した土地改良事業（次項において「施行日前事業」という。）については、なお従前の例による。

2 平成五年度以降の年度においては、都道府県又は市町村が行う施行日前事業に要する費用に対する前項の規定により従前の例によるものとされる国の補助に係る金額の算定については、当該施行日前事業に要する費用に係る同項の規定により従前の例によるものとされる同項の国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の八十	三分の二
百分の七十五	三分の一
百分の七十	百分の五十五
百分の六十五	百分の五十

附則（平成五年三月三一日政令第九三三号）抄

1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

2 この政令（第一条の規定を除く。）による改正後の政令の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成五年一〇月二〇日政令第三三八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に行われている国営土地改良事業につき、土地改良法（以下「法」という。）第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる平成四年度までの各年度の負担金の額の算定については、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の土地改良法施行令（以下「新令」という。）第五十二条の二第七項、第五十三条第二項及び第五十三条の三第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（以下この項及び次項において「申請等」という。）が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

3 施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含むもの（以下この条において「経過措置対象事業」という。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金のうち次の各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める年度とする。

一 農林水産大臣が、この政令による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）第五十条の三第五項の特定工事（農業用排水施設の新設又は変更に係るものに限る。以下この条において「経過措置対象特定工事」という。）の完了する以前において、イに掲げる第一種特定工事及びロに掲げる第二種特定工事のうちハに掲げる指定工程を除く工事（以下この条において「第一種

特定工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち旧令第五十二条第五項の特定事業費額(以下この条において単に「特定事業費額」という。)に係る部分の額(当該第一種特定工事等に係る事業の部分に要する費用の額(以下この条において「第一種特定工事等事業費額」という。)に係る部分の額に限る。)を負担させることが適当であると認める場合 当該第一種特定工事(当該経過措置対象特定工事のうちロに掲げる第二種特定工事以外の工事をいう。)

ハ 指定工事(土地改良事業計画に定める農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の施設又は変更に係る工事による地盤又は地下水水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下この項において同じ。)

二 農林水産大臣が、旧令第五十二条の二第七項第三号の指定工事(農業用排水施設の施設又は変更に係るものに限る。以下この条において「経過措置対象指定工事」という。)の完了する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程を除く工事(以下この条において「第一種指定工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち同号の指定事業費額(以下この条において単に「指定事業費額」という。)に係る部分の額(当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額(以下この条において「第一種指定工事等事業費額」という。)に係る部分の額に限る。)を負担させることが適当であると認める場合 当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

イ 第一種指定工事(当該経過措置対象指定工事のうちロに掲げる第二種指定工事以外の工事をいう。)

ロ 第二種指定工事(当該経過措置対象指定工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

三 農林水産大臣が、経過措置対象事業の完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事(以下この条において「第一種工事等」という。)が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額(以下この条において「第一種工事等事業費額」という。)に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度

イ 第一種工事(当該経過措置対象事業の工事(旧令第五十条の三第五項の特定工事又は旧令第五十二条の二第七項第三号の指定工事を除く。ロにおいて同じ。))のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。)

ロ 第二種工事(当該経過措置対象事業の工事のうち、指定工程を含む工事をいう。)

4 経過措置対象事業につき法第九十条第二項の規定により当該経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から徴収する次の各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める年度から起算するものとする。

一 経過措置対象特定工事が完了する以前において、第一種特定工事等が完了し、かつ、旧令第五十条の三第五項の特定受益地につき法第三条に規定する資格を有する者から特定事業費額に係る当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

二 経過措置対象指定工事が完了する以前において、第一種指定工事等が完了し、かつ、当該経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る当該負担金(第一種指定工事等事業費額に係る負担金に限る。)を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

三 経過措置対象事業が完了する以前において、第一種工事等が完了し、かつ、当該経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から第一種工事等事業費額に係る当該負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得て指定する年度

5 経過措置対象事業につき法第九十条第五項又は第九項の規定により市町村に負担させる負担金のうち次の各号に掲げる部分の負担金についての元利均等年賦支払の支払期間は、第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める年度から起算するものとする。

一 経過措置対象特定工事が完了する以前において、第一種特定工事等が完了し、かつ、当該市町村に当該負担金のうち特定事業費額に係る部分の額(第一種特定工事等事業費額に係る部分の額に限る。)を負担させることが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種特定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該市町村の同意を得て指定する年度

二 経過措置対象指定工事が完了する以前において、第一種指定工事等が完了し、かつ、当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額(第一種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。)を負担させることが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該市町村の同意を得て指定する年度

三 経過措置対象事業が完了する以前において、第一種工事等が完了し、かつ、当該市町村に当該負担金のうち第一種工事等事業費額に係る部分の額を負担させることが適当であると都道府県が認める場合 当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該市町村の同意を得て指定する年度

6 前項各号の市町村が法第九十条第六項の規定により負担金を徴収する場合における新令第五十三条の五第一号の規定の適用については、同号中「第五十三条」とあるのは、前項第一号の市町村については「第五十三条及び土地改良法施行令及び沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令(平成五年政令第三百三十八号)附則第二条第四項第一号」と、同項第二号の市町村については「第五十三条及び土地改良法施行令及び沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令附則第二条第四項第二号」と、同項第三号の市町村については「第五十三条及び土地改良法施行令及び沖繩の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令附則第二条第四項第三号」とする。

第三条 施行日前に法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請が行われた区画整理であつて、その施行に係る区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかかなものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものについては、都道府県は、新令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画を定め、当該農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うことができる。この場合において、当該区画整理についての新令

第七十八条第二項第一号の規定の適用については、同条第四項の規定にかかわらず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五」とする。

2 施行日前にその工事に着手した新令第七十八条第二項第七号に規定する土地改良事業（次項に規定するものを除く。）（農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、客土又は暗きよ排水のうち農林水産大臣が受益地の地下水位の状況等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）についての新令附則第十二項の規定の適用については、同項の表中「特別排水不良地域」とあるのは、「特別排水不良地域若しくは特別豪雪地帯等」とする。

3 施行日前にその工事に着手した新令第七十八条第二項第七号に規定する土地改良事業（農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理に限る。）又は同項第八号に規定する土地改良事業であつて、通常の地積に代えて農林水産大臣が定めるより小さい地積の土地を受益地とすることその他の農林水産大臣が定める基準に該当するものについての平成五年度以後の予算に係る国の補助に関する同項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新令第七十八条第二項第七号	別表第四に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合	三分の一
新令第七十八条第二項第八号	当該割合	三分の一
新令第七十八条第二項第八号	百分の四十五	三分の一

附 則（平成六年七月八日政令第二二七号）抄
 施行期日
 1 この政令は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

2 この政令の施行の日前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令第五十条第一項第十一号の二に掲げる土地改良事業に要する費用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年六月一四日政令第二四一号）抄
 施行期日
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令（次項において「新令」という。）別表第一、別表第六及び別表第十五の規定は、この政令の施行の日以後にその工事に着手した土地改良事業（土地改良法（次項において「法」という。）第百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、この政令の施行の日前にその工事に着手した土地改良事業（次項において「施行日前事業」という。）については、なお従前の例による。

2 施行日前事業のうち、法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定により都道府県が行うべきものとして申請が行われた総合土地改良計画に従つて行う土地改良事業（新令附則第六項に規定するものを除く。）であつて、その施行に係る区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかなるものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものについては、都道府県は、新令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画を定め、当該農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うことができる。この場合において、当該土地改良事業についての新令第七十八条第二項第二号の規定の適用については、同条第四項及び第七項並びに新令附則第十四項の規定にかかわらず、同号中「百分の四十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

附 則（平成八年三月二九日政令第七二号）抄
 施行期日
 第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。
 （経過措置）

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令第七十八条第三項第一号及び森林法施行令第五条の二の規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度の国庫債務負担行為に支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成八年七月三一日政令第二二八号）抄
 施行期日
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に行われている第五十条第一項第一号に掲げる土地改良事業（農業用排水施設の管理であつて、当該事業に要する費用につき平成七年度の予算に係る国の補助金が交付されたものに限る。）であつて、この政令の施行後になおこの政令による改正前の土地改良法施行令別表第一の四の項の（一）の基準に該当しているものについての平成八年度以後の予算に係る事業費に関する国の補助については、なお従前の例による。

附 則（平成九年二月一九日政令第一七号）抄
 施行期日
 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一〇月八日政令第三一〇号）抄
 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令第五十条第一項第七号の八口、第十一号及び第十一号の二口並びに附則第四項各号に掲げる土地改良事業に要する費用についての国の補助については、なお従前の例による。

附則 (平成九年二月五日政令第三五〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年三月二七日政令第八三〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令第七十八条第三項第一号及び森林法施行令第五条の二の規定は、平成十年以降の年度の予算に係る国の補助(平成九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十年以降の年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。)について適用し、平成九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十年以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成九年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成一〇年五月二〇日政令第一七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第七十八条第五項に規定する土地改良事業(市町村又は旧令第七十七条各号に掲げる者が行うものに限る。)並びに旧令別表第四の四の項の(一)及び別表第十三の三の項に規定する土地改良事業に要する費用についての国の補助については、なお従前の例による。

附則 (平成一一年一〇月一日政令第三一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)附則第四項に規定する土地改良事業については、旧令附則第十項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

附則 (平成一一年二月二二日政令第四一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前に第三条の規定による改正前の土地改良法施行令第七十九条の規定により権限を委任された都道府県知事が地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第二百四十七条の規定による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下この条において「旧土地改良法」という。)第三百三十二条第二項の規定により報告を徴し、若しくは検査を行った場合又は旧土地改良法第三百三十四条の二の規定による命令をした場合については、第三条の規定による改正後の土地改良法施行令(次項において「新土地改良法施行令」という。)第七十九条第三項及び第五項の規定は、適用しない。

2 この政令の施行前に農林水産大臣が旧土地改良法第三百三十二条第二項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合については、新土地改良法施行令第七十九条第四項の規定は、適用しない。

附則 (平成一二年二月一六日政令第三七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの政令による改正規定の適用については、第十一条の規定による都市再開発法施行令第四条の二第一項の改正規定並びに第十五条の規定による旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令第十九条第二項及び第三項の改正規定を除き、なお従前の例による。

附則 (平成一二年三月三一日政令第一七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 特定市町村においてこの政令の施行の際現に施行されている土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき平成十一年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての平成十二年度から平成十六年度までの予算に係る国の補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年六月七日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十二年九月二七日政令第四三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第四十九条第一項第三号に掲げる土地改良事業、これと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業及び同項第五号から第八号までに掲げる土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたものうち、農林水産大臣が指定するものについては、この政令による改正後の土地改良法施行令(以下「新令」という。)第四十九条第一項の規定にかかわらず、土地改良法(以下「法」という。)第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべきことを申請することができる。

2 前項の規定により国が行う土地改良事業については、旧令第五十二条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 この政令の施行の日前にその工事に着手した旧令第四十九条第一項第三号に掲げる土地改良事業、これと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業及び同項第五号から第八号までに掲げる土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金については、なお従前の例による。

第四条 この政令の施行の日前にその工事に着手した旧令第五十条第一項第八号及び第十一号の二に掲げる土地改良事業に要する費用については、なお従前の例による。

第五条 新令附則第十四項の規定は、平成十二年度から平成十六年度までの各年度の予算に係る国の補助、平成十二年度から平成十六年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき平成十七年度以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び平成十二年度から平成十六年度までの各年度の歳出予算に係る国の補助で平成十七年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

附 則 (平成十三年五月一八日政令第一八六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年一月二日政令第三四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、土地改良法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十二号)の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成十四年二月八日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年四月一日政令第一四〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年九月二五日政令第四二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年四月一日政令第一四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三一日政令第一一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年四月一日政令第一四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前にその工事に着手したこの政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)附則第二項第二号に規定する土地改良事業については、旧令附則第九項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 施行日前にその工事に着手した旧令附則第三項に規定する土地改良事業については、旧令附則第十項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 施行日前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が旧令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って行うべき土地改良事業として申請が行われた土地改良事業であつて、その施行に係る区域内におけるこの政令による改正後の附則第三項に規定する農林水産省令で定める農業生産法人となることが確実であると見

込まれるもの又は農業生産法人に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかかなものとして農林水産大臣が定める基準に該当するものについては、都道府県は、同項に規定する農業生産法人育成土地改良整備計画を定め、当該農業生産法人育成土地改良整備計画に従って行うことができる。この場合において、当該土地改良事業であつて、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯（沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）の区域内において行うものについては、土地改良法施行令第七十八条第一項の規定の適用については、同項第二号の二中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十五」とする。

附 則（平成二〇年三月三十一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 特別会計に関する法律附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法第八十八条の二及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる土地改良法第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする同法により国が行う土地改良事業については、この政令による改正前の土地改良法施行令（次条において「旧令」という。）第五十条の三、第五十二条から第五十三条の三まで及び第五十三条の六並びに附則第十一項から第二十項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、この政令による改正後の第五十二条から第五十三条の三まで及び第五十三条の六並びに附則第十七項及び第十八項の規定は、適用しない。

第三条 この政令の施行の日前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が旧令第五十条第三項に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って行うべき土地改良事業として申請が行われた土地改良事業（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯（沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）の区域内において行うものであつて、農林水産大臣が当該土地改良事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）については、土地改良法施行令第七十八条第一項第二号の二の規定の適用については、同号中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十五」とする。

附 則（平成二一年三月三十一日政令第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の土地改良法施行令附則第十二項の規定は、この政令の施行の日以後に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定による申請が行われた土地改良法施行令附則第二項に規定する土地改良事業について適用し、同日前に当該申請が行われた同項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

第三条 この政令による改正後の土地改良法施行令別表第一、別表第六、別表第八、別表第十二、別表第十五及び別表第十六の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、平成二十年度の歳出予算に係る国の補助で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二一年二月二一日政令第二八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成二二年四月一日政令第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の土地改良法施行令第五十二条第一項第二号の二及び第四項並びに第七十八条の規定、第二条の規定による改正後の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第二条第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の森林法施行令第六条の規定は、平成二十二年以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県の負担を含む。以下同じ。）又は補助（平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年年度に支出すべきものとされた国の補助を除く。）について適用し、平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十二年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われた第一条の規定による改正前の土地改良法施行令（以下「旧令」という。）附則第八項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われた旧令附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年三月三十一日政令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第七項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年七月二十九日政令第二三五号）抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二四日政令第三四八号）抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二十四年四月六日政令第二二八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第二項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年五月一六日政令第一五二号）抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条の二の改正規定は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二六日政令第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年三月二八日政令第九五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年三月三一日政令第一五三号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年一月三〇日政令第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年四月一〇日政令第二〇六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十一月二六日政令第三九二号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年一月二九日政令第二七号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の日（附則第十条第二項において「施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の土地改良法施行令（以下この条において「旧土地改良法施行令」という。）第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する旧土地改良法施行令第七十一条の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、第四条の規定による改正後の土地改良法施行令（以下この条において「新土地改良法施行令」という。）第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する新土地改良法施行令第七十一条の規定により同条の都道府県機構が述べた意見とみなす。

附 則（平成二十八年三月三一日政令第一六九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 土地改良法第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成二十七年以前であるものの利率については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年三月三十一日政令第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令附則第二項に規定する土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたものうち、農林水産大臣が指定するものの申請については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年五月一九日政令第一四六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年五月二六日政令第一五一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年九月二五日政令第二四一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十五日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日政令第一〇二号）

この政令は、平成三〇年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一〇月一七日政令第二九四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（法第九十五条第三項及び法）を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。、第四十八条の四（見出しを含む）の改正規定、同令第四十八条の四の二の改正規定（第三条の二）を「第四条」に改める部分を除く。、同令第四十八条の五、第四十八条の六及び第四十八条の九から第五十条までの改正規定、同令第五十条の二の次に一条を加える改正規定、同令第五十二条、第五十二条の二第四項及び第五十三条第二項の改正規定、同令第五十三条の十三を同令第五十三条の十五とし、同令第五十三条の十二の二を同令第五十三条の十四とし、同令第五十三条の十二の次に一条を加える改正規定、同令第七十二条第一項第一号、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の六、第七十三条及び第七十八条第一号から第四号までの改正規定並びに同令附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 土地改良法の一部を改正する法律の施行の際現在に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、第一条の規定による改正前の土地改良法施行令第四条から第四十五条まで及び第四十七条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成三二年三月二九日政令第一一〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の土地改良法施行令附則第三条第一項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

附則（令和元年九月二一日政令第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中土地改良法施行令附則第二条、第三条第一項及び第二項並びに第六条第一項の改正規定 公布の日

二 第三条中農地法施行令第三十条第一項の改正規定、第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六条から第八条まで及び第十条の規定並びに次条から附則第四条までの規定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）

附則（令和二年三月三〇日政令第九〇号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第九〇号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一三七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第六条 特定市町村の区域(法附則第六条第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第九條第一項において同じ。)内においてこの政令の施行の際に施行されている土地改良事業であつて、当該事業に要する費用につき令和二年度以前に算に係る国の補助金が交付されたものについての令和八年度から令和九年度までの各年度(特別特定市町村の区域(法附則第六条第二項、第七條第二項又は第八條第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項及び附則第十一條において同じ。)内にあるは、令和三年度から令和九年度までの各年度。次項及び附則第九條において同じ。)の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。
 2 前条の規定による改正後の土地改良法施行令附則第六條第二項及び第四項の規定は、令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助、令和三年度から令和八年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度(特別特定市町村の区域内にあつては、令和十年度。以下この項及び附則第九條第二項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助で令和九年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。
別表第一(第七十八條第一項第一号関係)

事業費の区分	補助の割合
一 第五十條第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (一) 第五十條第一項第一号の五に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (二) 第五十條第一項第三号に掲げる事業に要する事業費 (三) 第五十條第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (四) 第五十條第一項第四号に掲げる事業のうちシラスで覆われている地域において行う農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (五) 第五十條第一項第四号の四に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (六) 第五十條第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (七) 第五十條第一項第七号の四に掲げる事業のうち地下水の採取による地盤の沈下起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるものであつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (八) 第五十條第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費 (九) 第五十條第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費 (十) 第五十條第一項第一号、第二号の三、第四号の二又は第七号の三に掲げる事業(農業用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。)に要する事業費(三の項の(一)に掲げるものを除く。) (十一) 第五十條第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費 (十二) 第五十條第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費(一の項の(一)に掲げるものを除く。) (十三) 第五十條第一項第一号の五に掲げる事業に要する事業費(一の項の(二)に掲げるものを除く。) (十四) 第五十條第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費 (十五) 第五十條第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換に係るものに要する事業費(三の項の(三)に掲げるものを除く。) (十六) 第五十條第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費 (十七) 第五十條第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(一の項の(四)に掲げるものを除く。) (十八) 第五十條第一項第四号の三に掲げる事業に要する事業費(三の項の(四)に掲げるものを除く。) (十九) 第五十條第一項第四号の四に掲げる事業に要する事業費(一の項の(五)に掲げるものを除く。) (二十) 第五十條第一項第四号の五に掲げる事業に要する事業費(一の項の(六)に掲げるものを除く。) (二十一) 第五十條第一項第五号に掲げる事業の工事であつて、クリーク等の内水面が介在する土地について行うものうち農林水産大臣が当該工事の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の五十五

<p>(十七) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（十六）に掲げるものを除く。）</p> <p>(十八) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（十六）及び（十七）に掲げるものを除く。）</p> <p>(十九) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費（一の項の（七）に掲げるものを除く。）</p> <p>(二十一) 第五十条第一項第七号の四に掲げる事業に要する事業費（一の項の（八）に掲げるものを除く。）</p> <p>(二十二) 第五十条第一項第七号の五に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十三) 第五十条第一項第七号の九に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十四) 第五十条第一項第十号に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十五) 第五十条第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十六) 第五十条第一項第十二号に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>三(一) 第五十条第一項第一号又は第二号の三に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る施設の規模を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(二) 第五十条第一項第一号の四に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(三) 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業であつて、法第八十七条の二第二項の規定により行う同項第一号の事業によつて生じた土地について行うものに要する事業費</p> <p>費</p> <p>(四) 第五十条第一項第四号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行に係る地域内の土地の傾斜度等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(五) 第五十条第一項第四号の二に掲げる事業（区画整理に限る。）同項第五号の二若しくは第五号の三に掲げる事業又は同項第七号の三に掲げる事業（区画整理に限る。）に要する事業費（一の項の（十六）から（十八）まで及び四の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(六) 第五十条第一項第七号の三に掲げる事業（農用道路の新設又は変更に限る。）に要する事業費</p> <p>(七) 第五十条第一項第七号の六に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>百分の四十</p>
<p>四 第五十条第一項第四号の二に掲げる事業（区画整理に限る。）又は同項第五号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>五 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。六の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>六 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>百分の三十</p>
<p>七 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて都道府県が行うことを相当とするものに要する事業費</p>	<p>当該工事に要する事業費をこの表（この項及び八の項を除く。）の事業費の区分の欄に掲げる事業費に相当するものとして区分する場合における当該区分に応ずるこの表の補助の割合の欄に掲げる割合</p>
<p>八 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものに要する事業費（七の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>別表第二（第七十八條第一項第五号關係）</p> <p>事業費の区分</p> <p>一 主として家畜の放牧の目的又は養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の造成に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）</p> <p>二 法第八十七条の二第二項の規定により行う同項第一号の事業によつて生じた土地について行う農用地の造成に要する事業費</p> <p>別表第三（第七十八條第一項第六号關係）</p>	<p>補助の割合</p> <p>百分の五十</p> <p>百分の四十五</p>

<p>事業費の区分</p> <p>(一) 干拓（農林水産大臣が当該干拓により造成されるべき干拓地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限り。）に要する事業費（二の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 内水面の埋立て（農林水産大臣が当該埋立てにより造成されるべき埋立地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限り。）に要する事業費</p> <p>(三) 法第八十七条の二第一項第二号イに掲げる事業のうち農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね三百ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものにあつては、おおむね百ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするものの工事のうち農林水産大臣が当該工事に係る施設の規模を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(四) 干拓（農林水産大臣が当該干拓により造成されるべき干拓地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限り。）の工事のうちその施行に係る地域内の土地についての開畑の工事に要する事業費</p> <p>(五) 法第八十七条の二第二号イに掲げる事業のうち農業用排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（一の項の（三）に掲げるものを除く。）</p>	<p>補助の割合</p> <p>百分の五十</p> <p>百分の四十</p> <p>五</p>
<p>別表第三の二（第七十八條第一項第六号の三及び第十二号関係）</p> <p>事業費の区分</p> <p>(一) 農業用排水施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（二）に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 農業用排水施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費</p>	<p>補助の割合</p> <p>百分の五十五</p> <p>百分の五十</p>
<p>別表第三の三（第七十八條第一項第六号の四及び第十三号関係）</p> <p>事業費の区分</p> <p>(一) 除塩事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費</p> <p>(三) 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費</p> <p>(四) 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>補助の割合</p> <p>百分の九十</p> <p>百分の五十五</p> <p>百分の五十</p>
<p>別表第四（第七十八條第一項第七号関係）</p> <p>事業費の区分</p> <p>(一) 公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(二) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、農林水産大臣がその施行に係る地域内の土地の傾斜度、積雪量等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（一の項、この項の（二）から（四）まで、三の項、四の項、五の項の（二）から（十）まで、六の項及び七の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(三) 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（四）に掲げるものを除く。）</p> <p>(四) 特定地域基盤整備事業に要する事業費</p> <p>(五) 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費</p>	<p>補助の割合</p> <p>百分の五十五（第七十七條各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の六十五）</p> <p>百分の五十五</p>
<p>(三) 農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費</p>	<p>百分の五十（第七十七條各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五）</p>
<p>四 シラスで覆われている地域において行う農用地の土壤の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（二の項の（四）及び五の項の（四）に掲げるものを除く。）</p>	<p>百分の五十（第七十七條各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五）</p>
<p>五 (一) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費（一の項から四の項まで、この項の（二）から（十）まで、六の項及び七の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費（二の項の（二）及び（四）に掲げるものを除く。）</p> <p>(三) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費</p>	<p>百分の五十</p>

<p>(五) 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費(二の項の(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 第五十条第一項第三号に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(七) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(八) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(九) 第五十条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(十) 第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>百分の五十二</p>
<p>(一) 第五十条第一項第二号の四に掲げる事業であつて、農林水産大臣が開発して農用地とすることが適当な土地の地積を勘案して定める基準に該当するものの工事のうち地目変換に係るものに要する事業費</p> <p>(二) 第五十条第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>百分の五十二</p>
<p>(一) 第五十条第一項第一号、第二号の三又は第七号の三に掲げる事業(農業用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。)に要する事業費</p> <p>(二) 第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(三) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費(一の項の(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 第五十条第一項第一号の四に掲げる事業に要する事業費(四の項の(一)に掲げるものを除く。)</p> <p>(五) 第五十条第一項第一号の五に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(六) 第五十条第一項第二号に掲げる事業(農業振興地域以外の地域をその施行に係る地域に含めて広域的に行うものであつて、農林水産大臣が農業用としての利用の程度等を勘案して定める基準に該当するものに限る。)又は同項第七号の三に掲げる事業(農業用道路の新設又は変更に限る。)に要する事業費(一の項の(二)及び(三)に掲げるものを除く。)</p>	<p>百分の五十</p>
<p>(七) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(八) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(九) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(一の項の(七)に掲げるものを除く。)</p>	<p>百分の五十</p>
<p>(十) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費</p> <p>(十一) 第五十条第一項第四号の三に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(十二) 第五十条第一項第五号に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(十三) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、田以外の農用地を受益地とするものに要する事業費</p> <p>(十四) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(この項の(十三)に掲げるものを除く。)</p> <p>(十五) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費(この項の(十三)及び(十四)に掲げるものを除く。)</p>	<p>百分の五十</p>
<p>(十六) 第五十条第一項第五号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積及び地目を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(十七) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(十八) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費(一の項の(八)に掲げるものを除く。)</p> <p>(十九) 第五十条第一項第七号の四に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十) 第五十条第一項第七号の五に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十一) 第五十条第一項第七号の六に掲げる事業に要する事業費(四の項の(三)に掲げるものを除く。)</p> <p>(二十二) 第五十条第一項第八号に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十三) 第五十条第一項第九号に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(二十四) 第五十条第一項第十二号に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>(一) 第五十条第一項第一号の四に掲げる事業のうち農業用道路の変更(舗装のみを目的とするものに限る。)に要する事業費</p> <p>(二) 第五十条第一項第五号の二若しくは第五号の三に掲げる事業又は同項第七号の三に掲げる事業(区画整理に限る。)に要する事業費(三の項の(十三)から(十六)まで及び五の項に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 第五十条第一項第七号の六に掲げる事業のうち農業用道路の変更(舗装のみを目的とするものに限る。)に要する事業費</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>第五十条第一項第五号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積及び当該事業の施行後における農用地の区画の地積を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p>	<p>百分の四十</p>

<p>六第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。七の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する農業用排水施設に係るものとする事業費</p>	<p>三分の一</p>
<p>七第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（六の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>百分の三十</p>
<p>八第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて北海道が行うことを相当とするものに要する事業費</p>	<p>当該工事に要する事業費をこの表（この項及び九の項を除く。）の事業費の区分の欄に掲げる事業費に相当するものとして区分する場合における当該区分に応ずるこの表の補助の割合の欄に掲げる割合</p>
<p>九第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工場のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものに要する事業費（八の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>百分の四十五（農用地の改良又は保全のため必要なものにあつては、百分の五十七）</p>
<p>別表第七（第七十八条第二項の表北海道の項関係）</p>	<p>補助の割合</p>
<p>一 農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費</p>	<p>百分の五十五（第七十七條各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の七十五）</p>
<p>二 公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p>	<p>百分の五十五（第七十七條各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の六十五）</p>
<p>三（一） 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、農林水産大臣がその施行に係る地域内の土地の傾斜度、積雪量等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（一の項、二の項、この項の（二）から（四）まで、四の項、五の項の（二）から（九）まで及び六の項に掲げるものを除く。） （二） 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（四）に掲げるものを除く。） （三） 特定地域基盤整備事業に要する事業費 （四） 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費</p>	<p>百分の五十五</p>
<p>四（一） 農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（三の項の（四）及び五の項の（四）に掲げるものを除く。） （二） 耕作に特に障害となる石れきの混入している農用地（農林水産大臣が石れきの混入の程度等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）について行う当該石れきの排除に要する事業費</p>	<p>百分の五十（第七十七條各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五）</p>
<p>五（一） 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費（一の項から四の項まで、この項の（二）から（九）まで及び六の項に掲げるものを除く。） （二） 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費（三の項の（二）及び（四）に掲げるものを除く。） （三） 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費 （四） 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（この項の（四）に掲げるものを除く。） （五） 農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費</p>	<p>百分の五十</p>

九第五十条第一項第二号の二に掲げる事業の工事のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものに要する事業費（八の項に掲げるものを除く。）

別表第九（第七十八条第二項の表沖縄県の項関係）

事業費の区分

一 干拓（農林水産大臣が当該干拓により造成されるべき干拓地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限り。）に要する事業費（二の項に掲げるものを除く。）	補助の割合
二 干拓（農林水産大臣が当該干拓により造成されるべき干拓地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに限り。）の工事のうちその施行に係る地域内の土地についての開畑の工事に要する事業費	百分の八十
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の七十五

別表第九の二（第七十八条第二項の表沖縄県の項関係）

事業費の区分

一 除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）	補助の割合
二 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費	百分の九十
三 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の八十
四 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費	百分の五十

別表第十（第七十八条第二項の表沖縄県の項関係）

事業費の区分

一 農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費	補助の割合
二 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費（一の項、この項の（二）から（八）まで及び三の項に掲げるものを除く。）	百分の八十五（第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の九十七）
三 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費（この項の（八）に掲げるものを除く。）	百分の八十
四 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費	百分の八十
五 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（この項の（八）に掲げるものを除く。）	百分の八十
六 農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（この項の（四）及び（八）に掲げるものを除く。）	百分の八十
七 耕作に特に障害となるさんごの排除に要する事業費	百分の八十
八 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費（この項の（四）及び（八）に掲げるものを除く。）	百分の八十
九 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費	百分の七十五

（一） 区画整理であつて、石灰岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壌で覆われている地域において行う農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費

（二） 区画整理（法第七条第四項に規定する土地改良事業に該当するものに限り。）であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものに要する事業費

（三） 特定地域基盤整備事業に要する事業費

四 農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。五の項において同じ。）であつて、農林水産大臣が受益三分の一の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費

五 農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する農業用排水施設に係るものに要する事業費（四の項に掲げるものを除く。）

別表第十一（第七十八条第二項の表沖縄県の項関係）

事業費の区分

補助の割合

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、百分の七十五その計画が農村基盤整備計画に即しているものに要する事業費
 二 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業（市町村が百分の七十行うものに限る。）に要する事業費（一の項に掲げるものを除く。）
 三 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業に要する事三分の二
 業費（一の項及び二の項に掲げるものを除く。）

別表第十二（第七十八條第二項の表奄美群島の項関係）

事業費の区分

一 第五十條第一項第二号に掲げる事業に要する事業費	補助の割合 百分の七十五
二 (一) 第五十條第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の七十
(二) 第五十條第一項第二号の二に掲げる事業（徳之島の区域内において行うものに限る。）の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費	
(三) 第五十條第一項第三号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	
(四) 第五十條第一項第三号の三に掲げる事業であつて、これに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費	
(五) 第五十條第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費	
三 (一) 第五十條第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（二の項の（一）に掲げるものを除く。）	三分の二
(二) 第五十條第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換に係るものに要する事業費（二の項の（二）に掲げるものを除く。）	
(三) 第五十條第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費（二の項の（三）に掲げるものを除く。）	
(四) 第五十條第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費（二の項の（四）に掲げるものを除く。）	
(五) 第五十條第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費	
(六) 第五十條第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費	
四 (一) 第五十條第一項第一号に掲げる事業（農業用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。）に要する事業費	百分の六十五
(二) 第五十條第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	
五 第五十條第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の六十
六 第五十條第一項第五号の二に掲げる事業に要する事業費（五の項に掲げるものを除く。）	百分の五十五
七 第五十條第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	百分の五十
八 第五十條第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費	百分の三十
九 第五十條第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて鹿児島県が行うことを相当とするものに要する事業費	当該工事に要する事業費をこの表（この項及び十の項を除く。）の事業費の区分の欄に掲げる事業費に相当するものとして区分する場合における当該区分に應ずるこの表の補助の割合の欄に掲げる割合
十 第五十條第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものに要する事業費（九の項に掲げるものを除く。）	百分の五十（農用地の改良又は保全のため必要なものにあつては、百分の五十二）

別表第十二の二（第七十八條第二項の表奄美群島の項関係）

事業費の区分

一 農業用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費
 補助の割合
百分の七十
 二 農業用排水施設の変更に関する事業費（一の項に掲げるものを除く。）
 三分の二

別表第十二の三（第七十八條第二項の表奄美群島の項関係）

事業費の区分
 補助の割合
百分の九十
 一 除塩事業に要する事業費（三の項に掲げるものを除く。）

<p>三土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費 三除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費</p>	<p>三分の二 百分の五十</p>
<p>別表第十三(第七十八条第二項の表奄美群島の項関係) 事業費の区分</p>	<p>補助の割合 百分の七十五(第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の九十)</p>
<p>一農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用道路に係るものに要する事業費</p>	<p>補助の割合 百分の七十</p>
<p>二(一) 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (二) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (三) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、これらに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費 (四) 特定地域基盤整備事業に要する事業費</p>	<p>三分の二</p>
<p>三(一) 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費(二)の項の(一)に掲げるものを除く。 (二) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費(二)の項の(二)に掲げるものを除く。 (三) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(二)の項の(三)に掲げるものを除く。</p>	<p>百分の六十五(第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の七十)</p>
<p>四(一) 農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費(二)の項の(一)及び(三)に掲げるものを除く。 (二) 耕作に特に障害となるさんごの排除に要する事業費 (三) 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二)の項の(三)及び(三)の項の(三)に掲げるものを除く。</p>	<p>百分の六十</p>
<p>五農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業に要する事業費(一)の項から四の項までに掲げるものを除く。</p>	<p>百分の六十</p>
<p>六農業用排水施設(法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。七の項において同じ。)であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費</p>	<p>百分の三十</p>
<p>七農業用排水施設(六)の項に掲げるものを除く。</p>	<p>百分の三十</p>
<p>別表第十四(第七十八条第二項の表奄美群島の項関係) 事業費の区分</p>	<p>補助の割合</p>
<p>一農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、その計画が農村基盤整備計画に即しているものに要する事業費</p>	<p>百分の五十五(第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の六十五)</p>
<p>二農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業に要する事業費(一)の項に掲げるものを除く。</p>	<p>百分の五十二(第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の六十)</p>
<p>別表第十五(第七十八条第二項の表離島の項関係) 事業費の区分</p>	<p>補助の割合</p>
<p>一第五十条第一項第二号に掲げる事業であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものに要する事業費</p>	<p>三分の二</p>
<p>二(一) 第五十条第一項第七号の七に掲げる事業に要する事業費 (二) 第五十条第一項第七号の八に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>百分の六十</p>
<p>三(一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (二) 第五十条第一項第二号に掲げる事業に要する事業費(一)の項に掲げるものを除く。 (三) 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業の工事のうち地目変換に係るものに要する事業費(四)の項の(二)及び五の項の(四)に掲げるものを除く。 (四) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (五) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業であつて、これに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費</p>	<p>百分の五十五</p>

<p>(六) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(七) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(八) 第五十条第一項第五号の二に掲げる事業の工事であつて、農林水産大臣が当該工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の（七）に掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 第五十条第一項第五号の四に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(十) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p>	<p>百分の五十二</p>
<p>四</p> <p>(一) 第五十条第一項第一号の三に掲げる事業に要する事業費（三の項の（一）に掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 第五十条第一項第二号の四に掲げる事業であつて、農林水産大臣が開発して農用地とすることが適当な土地の地積を勘案して定める基準に該当するものの工事のうち地目変換に係るものに要する事業費</p> <p>(三) 第五十条第一項第三号の二に掲げる事業に要する事業費（三の項の（四）に掲げるものを除く。）</p> <p>(四) 第五十条第一項第三号の三に掲げる事業に要する事業費（三の項の（五）に掲げるものを除く。）</p> <p>(五) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費</p> <p>(六) 第五十条第一項第十一号に掲げる事業に要する事業費</p>	<p>百分の五十二</p>
<p>五</p> <p>(一) 第五十条第一項第一号、第二号の三又は第七号の三に掲げる事業（農業用排水施設の新設、廃止又は変更に限る。）に要する事業費</p> <p>(二) 第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(三) 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(四) 第五十条第一項第二号の二に掲げる事業であつて、法第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業によつて生じた土地について行うものに要する事業費</p> <p>(五) 第五十条第一項第四号に掲げる事業のうち農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費（三の項の（六）に掲げるものを除く。）</p> <p>(六) 第五十条第一項第四号の三に掲げる事業に要する事業費</p> <p>(七) 第五十条第一項第五号の二若しくは第五号の三に掲げる事業又は同項第七号の三に掲げる事業（区画整理に限る。）に要する事業費（三の項の（七）及び（八）並びに六の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(八) 第五十条第一項第七号の二に掲げる事業に要する事業費（三の項の（十）に掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 第五十条第一項第七号の三に掲げる事業（農業用道路の新設又は変更に限る。）に要する事業費</p>	<p>百分の五十二</p>
<p>六 第五十条第一項第五号の三に掲げる事業であつて、農林水産大臣が当該事業の施行後における農用地の区画の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>七 第五十条第一項第一号に掲げる事業のうち農業用排水施設の管理（法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて行うものに限る。）であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>八 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものであつて、当該工事を一の土地改良事業として行うとすれば当該工事に係る施設の規模等又は受益地の地積からみて都府県が行うことを相当とするものに要する事業費</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>九 第五十条第一項第二号の二又は第二号の四に掲げる事業のうち地目変換の事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更に係るものその他農用地の改良又は保全のため必要なものに要する事業費（八の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>百分の五十</p>
<p>別表第十五の二（第七十八條第二項の表離島の項関係）</p> <p>事業費の区分</p>	<p>補助の割合</p>

<p>一 農業用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費</p> <p>二 (一) 農業用排水施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (この項の (二) に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 農業用排水施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費 (一の項に掲げるものを除く。)</p> <p>三 農業用排水施設で老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの変更に要する事業費 (一の項及び二の項の (一) に掲げるものを除く。)</p> <p>四 農業用排水施設の変更に要する事業費 (一の項から三の項までに掲げるものを除く。)</p>	<p>別表第十五の三 (第七十八条第二項の表離島の項関係)</p> <p>事業費の区分</p> <p>一 除塩事業に要する事業費 (四の項に掲げるものを除く。)</p> <p>二 土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費</p> <p>三 土地改良施設の突発事故被害の復旧に要する事業費 (二の項に掲げるものを除く。)</p> <p>四 除塩事業であつて、農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しないものに要する事業費</p>	<p>別表第十六 (第七十八条第二項の表離島の項関係)</p> <p>事業費の区分</p> <p>一 農業用道路の新設又は変更であつて、本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るものうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(一) 特定地域基盤整備事業に要する事業費</p> <p>(二) 特定地域農用地防災土地改良施設整備事業に要する事業費</p>	<p>三 農業用道路の新設又は変更であつて、農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものうち農林水産大臣がその幅員、当該新設又は変更の施行に係る地域において果たすその機能等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (一の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>四 公害等防除事業のうち農業用排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染の原因等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p>	<p>五 (一) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、交換分合又は客土、暗渠排水除く。</p> <p>(二) 老朽用排水施設等整備事業であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費 (二の項の (二) に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費</p> <p>(四) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、これらに要する費用の額が農林水産大臣が定める額以上の額であるものに要する事業費 (二の項の (二) に掲げるものを除く。)</p>	<p>六 (一) 老朽用排水施設等整備事業に要する事業費 (二の項の (二) 及び五の項の (二) に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更に要する事業費 (五の項の (三) に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二の項の (二) 及び五の項の (四) に掲げるものを除く。)</p>	<p>七 農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に要する事業費 (二の項の (二)、五の項の (四) 及び六の項の (三) に掲げるものを除く。)</p>	<p>八 (一) 農用地のたん水を排除するため必要な排水施設の新設、廃止又は変更に要する事業費</p>	<p>補助の割合</p> <p>三分の二</p> <p>百分の六十</p> <p>百分の五十五 (第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の七十五)</p> <p>百分の五十五 (第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の六十五)</p> <p>百分の五十五</p> <p>百分の五十二</p> <p>百分の五十 (第七十七条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五)</p> <p>百分の五十</p>
--	---	---	---	--	---	---	---	---	---

<p>(二) 農業用排水施設、農用道路又は土留工その他の施設の施設又は変更であつて、農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の施設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費(二の項の(二)、四の項、五の項の(四)、六の項の(三)及びこの項の(三)に掲げるものを除く。)</p> <p>(三) 公害等防除事業に要する事業費(四の項に掲げるものを除く。)</p> <p>(四) 農業用排水施設若しくは農用道路の新設、廃止若しくは変更又は区画整理であつて、公害等防除事業(農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。)と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費</p>	
<p>九 暗渠排水であつて、公害等防除事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものに要する事業費</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>十 農業用排水施設の管理(法第九十四条の六第一項の規定により農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに限る。十一の項において同じ。)であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用排水施設に係るものに要する事業費</p>	<p>百分の三十分の一</p>
<p>十一 農業用排水施設の管理であつて、農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する農業用排水施設に係るものに要する事業費(十の項に掲げるものを除く。)</p>	<p>百分の三十</p>